

令和7年第8回定例会
(1日目)

津別町議会会議録

令和7年第8回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和7年12月4日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和7年12月16日 午前10時00分

延会日時 令和7年12月16日 午後3時26分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 渡 邊 直 樹

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	巴 光 政	○	○	6	佐 藤 久 哉	○	○
2	篠 原 眞 稚 子	○	○	7	高 橋 剛	○	○
3	細 川 博 行	○	○	8	小 林 教 行	○	○
4	山 内 彬	○	○	9	渡 邊 直 樹	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任又は嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	谷口 正樹	○
総 務 課 長	森井 研児	○	生涯学習課長補佐	坂井 隆介	○
総務課長補佐	高橋 洋行	○	監査委員事務局長	斉藤 尚幸	○
住民企画課長	迫田 久	○	監査委員事務局次長	松木 紀幸	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○			
税務財政課長	菅原文人	○			
税務財政課長補佐	小西美和子	○			
保健福祉課長	仁部真由美	○			
保健福祉課長補佐	兼平 昌明	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	石川 勝己	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設 課 長	中橋 正典	○			
建設課長補佐	土田 直美	○			
会計 管 理 者	丸尾 達也	○			
庶 務 係 長	成田 ゆかり	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	斉藤 尚幸	○	総 務 係	松嶋 祥己	○
総 務 係 長	寺田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 巴 光政 2 番 篠原眞稚子
2			会期の決定	自 12 月 16 日 2 日間 至 12 月 17 日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	議案	61	津別町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
7	〃	62	津別町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	63	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	64	津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	65	津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	66	つべつ木材工芸館及び木工体験工房条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	67	オホーツク町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及びオホーツク町村公平委員会規約の変更について	
13	〃	68	津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町相生総合交流ターミナル施設）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから、令和 7 年第 8 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

1 番 巴 光 政 君 2 番 篠 原 眞 稚 子 さん

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 12 月 17 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付している
とおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了
承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している報告書の
とおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第8回定例会を招集いたしましたところ、委員各位には極めてご多忙の
ところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第7回臨時会後の行政報告を申し上
げます。

はじめに、ウッドデザイン賞の受賞についてであります。このたび「ウッドデザ
イン賞 2025」のソーシャルデザイン部門において、津別町役場複合庁舎が入賞いたし
ました。

ウッドデザイン賞は、木のよさや価値をデザインの力で再構築することを目的とし
て、優れた建築・空間や製品、活動や仕組み、研究等を募集・評価し、表彰する顕彰
制度であり、「大断面を用いず整列した柱で並木のような空間をつくる工夫が、木の持
つ構造美と合理性を兼ね備え、地域材を空間内の広範囲に利用し、地元産業を支援し
つつ木造オフィスの質の向上につなげる点」が評価されての受賞となりました。

今後も公共施設に対し地域材を積極的に活用し、愛林のまちつべつをPRしてまい

ります。

次に、「森の国・木の街」宣言についてであります。この宣言は、木材利用による地球温暖化防止の効果を鑑み、林野庁が本年10月1日より、建築物の木造化などの木材利用の推進と、木材利用効果の可視化に取り組む自治体や企業等に対し参画を求めているものであり、本町が積極的に行っている森林環境の整備と地域木材の利用、木質バイオマス推進事業を後押しするものであることから、このたび参画するため宣言をしたところです。

今後も宣言による取り組みを進め、木材の積極的利用と林業・林産業の推進による地球温暖化防止とゼロカーボン社会の実現に努めてまいります。

次に、農林業センサス功績者農林水産大臣表彰についてであります。恩根 鹿中 順一様、岩富 細川勝様が、農業センサス調査を自らの農業体験を活かしながら地域実態を把握し、10度の調査で調査員として従事された功績により、2025年農林業センサス功績者農林水産大臣表彰を受賞されました。

北海道知事より伝達依頼を受け、12月1日、細川様は欠席となりましたが、伝達式を行ったところです。このたびの栄えある受賞に対し、心より敬意を表するものであります。

次に、EZOHUB TOKYOを活用した津別町独自イベントの開催についてであります。12月9日、東京都品川区のEZOHUB TOKYOにおいて「大雲海と神秘の湖で、豊かで充実した人生をin EZOHUB TOKYO」と題したイベントを開催いたしました。当日は首都圏在住の社会人や学生、自治体・企業関係者など、想定したターゲット層の参加が得られ、町職員など関係者を含め60名の参加がありました。

イベントでは、澁谷桂司東京都清瀬市長、NPO法人森のこだま代表の上野真司氏、ゲストハウス「nanmo-nanmo」運営の都丸雅子氏、株式会社STNG代表取締役で、町内に家を購入し二地域居住をされている吉澤岳十氏、株式会社道東テレビ代表取締役の立川彰氏、日本航空株式会社JALガクツナの担当者様など、多様な立場の方にご登壇いただき、イントロダクションやクロストークが行われ、本町ならではの自然資源、地域での暮らし方・働き方について、参加された皆さまに伝えるこ

とができました。

今後はE Z O H U B T O K Y Oや企業・大学・首都圏自治体との連携を深めながら「関係人口」の創出と拡大に取り組み、二地域居住、ワーケーション、移住、地域おこし協力隊等への関心を高め、将来的な移住・定住、さらには交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

次に、北海道大学の課外活動団体「HALCC」による成果報告会についてですが、12月13日、北海道立津別高等学校体育館において開催されました。

今年度の高大連携事業は、津別高校生たちの考える「理想の津別町」をテーマとして、一人ひとりが地域の可能性を考え、高校生独自の視点での提案発表があり、またHALCCからも「地方創生に挑戦する」を掲げて取り組んだ成果や政策提言がありました。今回の発表内容や提言については、今後のまちづくりの参考にしていきたいと考えております。

また、当日の様子を録画編集したものについては、道東テレビのYouTubeチャンネルにて配信する予定であります。

本事業は、若い世代が地元や地方の課題を考える大変よい機会となっており、今後も継続していく考えであります。

次に、建設工事等の発注状況についてですが、12月9日現在、一般土木工事関係については、高台地区長寿命化・防災減災事業農業用排水路工事ほか20件、2億8,207万3,000円(100.0%)。

一般建築工事関係については、町民会館大会議室床改修工事ほか19件、2億3,279万6,000円(100.0%)。

簡易水道・下水道工事関係については、上里浄水場門扉更新工事ほか8件、2億6,873万円(100.0%)。

設計等委託業務関係については、津別町学校給食センター解体設計業務ほか25件、1億7,124万5,000円(100.0%)であり、令和7年度予算分について総額9億5,484万4,000円で100.0%となっており、全て発注を終了しております。

なお、今議会におきまして、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたしま

す。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対して質疑を受けます。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問および答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は前列中央の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は、一つの質問事項が完結し、次の質問に移る場合は次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君）〔登壇〕 議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告しています1項目について一般質問をいたしたいと思います。

大規模太陽光発電（メガソーラー）建設への対策と太陽光発電の課題についてであります。

津別町では、平成22年度より「津別町太陽光発電システム導入支援事業」を行い、再生可能エネルギーの普及促進を目的に、一般住宅へのソーラーパネル設置に対し補助を行っております。

一方、新聞報道では、十勝管内の事例として50キロワット未満の小規模な発電施設を近い地番に複数に分けて設置することで、「分割」と呼ばれる事案が紹介されており、道内では300カ所以上の同様な事例が見られているとのこと。

「分割」は、売電事業者にとってコスト面での利点がある一方、住民説明会が不要となるなど規制が緩く、安全面や環境面への影響も指摘されています。

また、直近では釧路湿原周辺での建設問題や、遠軽町でメガソーラー建設予定が住民説明会の後に撤回された例などがあり、津別町でも今後に向けた対策を検討する必要があると考え、次の点について伺いたいと思います。

1点目ですが、近年の「津別町太陽光発電システム導入支援事業」の実施状況の推移と、補助を交付した施設の総数はどのようになっているか。

2点目、町の補助事業に該当しない太陽光発電、いわゆる10キロワット以上の状況は把握しているのか。

また、町の税収面での効果はどのようになっているのか。

3点目です。太陽光発電に対する懸念が課題として考えられる次の点について、どのようなお考えかお聞きしたいと思います。

一つ目として、町内において、施設周辺の雑草や衛生面に管理不足を感じますが、現状をどのように捉えているかお聞きします。

2点目ですが、大規模な施設ほど将来の廃棄が問題となる懸念があると考えますが、その対策は検討されているかをお聞きします。

3点目ですが、自然環境への影響や、景観が損なわれることへの懸念も考慮すべきと考えますが、これに対する見解についてお聞きします。

4点目ですが、廃校後のグラウンドや公営住宅跡地など、町有地が売却された後、発電施設が設置される可能性はないのかお聞きしたいと思います。

4つ目の項目として、道内の複数の自治体でメガソーラー建設が問題となっていますが、町長はどのように受け止めているかお聞きしたいと思います。

最後5点目です。メガソーラー建設を規制する条例の整備を検討すべき時期と私は考えているわけですが、どのように思われるかお聞きしたいと思います。

以上についてよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それではお答え申し上げます。

はじめに、「津別町太陽光発電システム導入支援事業」の実施状況と、補助金を交付した施設の総数についてですが、この事業は平成 22 年度に開始し、再生可能エネルギーの普及促進を目的とし、町内の一般住宅に最大出力 10 キロワット未満の太陽光発電システムを新設する際に、設置費用の一部を助成するものです。

補助内容は、出力 1 キロワット当たり 4 万円を乗じた額または 12 万円のいずれか少ない額とし、開始以来の累計件数は 66 件、補助金総額は 787 万 4,400 円となっています。

次に、補助事業の対象外となる 10 キロワット以上の太陽光発電施設の状況把握と、町の税収面における効果についてですが、10 キロワット以上の太陽光発電設備は、事業用固定資産として課税対象になります。

令和 7 年度に課税している太陽光発電施設は 47 カ所であり、固定資産税の額は、約 780 万円となっています。なお、この 47 カ所の中には、売電のみを目的としている発電施設のほか、事業所や農家が敷地内に設置して自家消費のみに供しているもの、または自家消費を行いながら余剰電力を電力会社に売電しているものも含まれます。このように 10 キロワット以上の太陽光発電設備は、固定資産税として一定の税収効果をもたらしています。

次に、太陽光発電に対する懸念と課題についてですが、施設周辺の雑草や衛生面に対する管理が不十分であると思われる箇所は、町としても承知しているところです。これらは本来、所有者の責任において適切に維持管理されるべきものですが、安全上の問題、景観・衛生面での問題が明らかな場合は、関係法令や指導の枠組みの中で、必要な指導を行ってまいりたいと考えています。

大規模な発電施設の将来の廃棄に対する懸念についてですが、太陽光パネルの耐用年数は一般に 20 年から 30 年程度とされており、設置から一定期間が経過した後は、廃棄やリサイクルに係る需要が将来的に一時的に集中することが懸念されています。こうした課題について、町としても問題意識を共有しており、現在、国や道において、太陽光パネルの廃棄およびリサイクルに関する制度の整備や指針の検討が進められていることから、この動向を注視しながら必要に応じて事業者への適切な指導や、地域への影響を可能な限り抑制する方策について検討を進めてまいりたいと考えておりま

す。

自然環境への影響や、景観が損われることに対する懸念についてですが、釧路湿原周辺における大規模太陽光発電計画問題や、遠軽町におけるメガソーラー建設計画の撤回事例に見られるように、大規模な太陽光発電施設が自然環境や景観に与える影響について、北海道内各地において大きな議論になっています。本町においても、豊かな自然環境や良好な景観は、町の重要な財産であり、観光振興や定住促進にも欠くことのできない資源であると認識しています。このため導入にあたっては、これらとの調和を図り、取り組みを進めていくことが重要と考えております。

廃校跡のグラウンドや公営住宅跡地などの町有地を売却した後に、太陽光発電施設が設置される可能性についてですが、町では町有地の売却または利活用を検討する際に、平成26年に要綱により町有地処分・公共用地取得庁内調整委員会を設置していますので、ここで利用目的を確認した上で、周辺環境、景観、地域住民の意見を十分踏まえ、望ましい土地利用となるよう協議することとしています。

次に、北海道内の複数の自治体においてメガソーラー建設が問題となっていることに対する受け止めについてですが、ご指摘のとおり、釧路湿原周辺における大規模太陽光発電計画問題など、道内各地においてメガソーラー建設をめぐるさまざまな問題が生じていることは承知しております。

これらの事例はいずれも、住民に対する十分な説明と合意形成がなく、自然環境や景観への影響、安全性の確保に対する不安など、多岐にわたる課題が指摘されているところです。

本町においても、こうした問題をいわゆる「対岸の火事」として捉えることなく、将来同様の計画が持ち込まれる可能性も念頭に置き、情報収集を行い、必要な制度面の検討を進める必要があると考えております。

次に、メガソーラー設置を規制する条例の整備時期についてですが、近年、道内においてもメガソーラーを対象とする独自の条例を制定し、一定の規制やルールを設ける自治体が見られ、その動向を注視しているところです。

本町としましても、無秩序な開発と設置を抑制し、自然環境や景観を保全する観点から、条例等による一定のルールづくりの必要性は感じているところです。しかしな

がら一方において、再生可能エネルギーの導入促進という国の政策との整合性や、地域の脱炭素化に向けた取り組みとのバランス、さらには既存事業者への影響、加えて本町の行政体制のもとで、どの程度実効性のある監視・指導が可能であるかといった点についても、十分な検討が必要と考えております。

このため、現時点において、直ちに具体的な条例案をお示しする段階にはありませんが、他自治体の先行事例や国・道の動向を注視し、本町としての方針および規制の在り方について、引き続き検討を進めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

津別町の太陽光発電システム導入支援事業についてですが、この補助金の限度額は答弁にもありましたが12万円だと思われまます。再生可能エネルギーという観点で言えば、現状、津別町ではペレットストーブの購入補助事業を行っていますが、こちらの制度は25万円が上限だと私は記憶しています。その部分でもペレットストーブも促進が進んでいないという現状があると思いますが、この太陽光パネルの導入支援事業について上限金額12万円ですが、この支援事業は太陽光発電導入、いわゆる支援の導入としての後押しとなっているのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいまの質問についてお答えいたします。

当町で行っている太陽光の補助事業につきましては、ご承知のとおり10キロワット未満という形で、主に家庭用のものを対象にしております。

この太陽光の補助の目的ですが、クリーンエネルギーの利用を促進し、環境に優しいまちづくり意識の高揚を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とするというような形が第1条の目的に記載されております。やはり環境基本計画を含めエコなまちづくりというものを目指す上で、町がこういった補助を行うことによって機運を高めるという点では活用されているかと思ひます。

この補助というのは、やはり一般的な10キロワット以上、あるいはメガソーラーは

全く別のものになりますが、ちょっと切り離して考える部分としては、やはり 10 キロワット未満が売電できないわけではないのですが、売電目的よりも家庭で使うものという形になっておりますので、使われる方は切り離して考える部分はあるかと思いますが、目的としては先ほどお話ししたとおり、そういった機運を高めるものとして活用されているかと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） [登壇] ちょっと差異があったのかなと思うんですが、私が今聞いた主な趣旨としては、同じ再生可能エネルギー、自然環境という中で、当然今、津別町が行っているのは売電目的の話ではなく、一般家庭用で太陽光を使って自家のクリーンエネルギーということで発電するシステムの補助であるわけで、あくまでもこれから話が進んでいくメガソーラーについての補助というお話とは切り離して質問していますので、いわゆる再生エネルギーという中で、当然イニシャルコスト、いわゆる導入へのコストというものがあると思えます。その上でペレットストーブが 25 万円の補助金があります。私、実際ペレットストーブが幾らで一般に流通しているものか正確には把握していませんが、この家庭用のいわゆる太陽光パネルというものの 10 キロワット未満というものの導入のコストから考えて、今、上限金額 12 万円という町の同じ再生可能エネルギーという枠組みの中で補助という部分の額が適正なのかどうかをお聞きした上で、これが後押しとなって進められているかという定義でございました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ちょっと私も理解不足の部分があって申し訳ございませんでした。

12 万円が上限という形になっておりますが、こちらにつきましては一定程度設置するにあたり補助が出るということで、その部分は活用されているかと思えます。

ちなみに、実績のある令和 6 年の付近でいきますと、令和 3 年が 3 件、令和 4 年が 2 件、令和 5 年がゼロ件、令和 6 年が 1 件というような形で、当初、平成 22 年から始

められた時は、平成 22 年が 17 件、その翌年平成 23 年が 9 件と非常に多かったんですが、実情としては、やはりその部分で実績が減っているという点があります。その中で、ある程度やはり経費といいますか、設置に係る費用は上がってきているので、12 万円がその事業の中の割合としては低くなっているというのは確かにそうではあります。ある程度は活用されているのではないかというふうには考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 9 番、渡邊直樹君。

○9 番（渡邊直樹君） [登壇] 例えばペレットストーブが大まかに 50 万円ぐらいであれば、この補助が 25 万円ということで半分程度、2 分の 1 の補助になるのかなという観点から考えて、今この家庭用の太陽光発電について、この 12 万円の補助であれば当然 20 万円という意味であれば、導入のコストが例えば 30 万円ぐらいであれば 12 万円ぐらいの補助でも 2 分の 1 に近づけるかなと思うんですが、目的と効果がありますので、その目的の意味での導入という、この事業の役割から考えて、この金額が同じ再生可能エネルギーという枠組みの中で適正かどうか、あくまでも私の提案というか指摘でございますので、今後そういう課の中で、担当部局の中でそういうものを検討しながら利活用を進めていっていただきたいというふうに思います。

その上で、また提案という形になるのですが、お聞きしたいと思います。

別組みで例えば家屋、いわゆる新築住宅とか中古住宅については持ち家建設の奨励金がございます。この支援とは別で、いわゆるこの今の太陽光発電支援事業というものを行って、今、答弁にもありましたように 15 年ぐらいが経過しているのかなと。平成 22 年からですから、そういう別組みで住宅とは別に太陽光発電というものに対して支援事業が行われています。

一方、今、家屋の解体に際して補助支援事業があって、その導入の部分は補助制度を別に行って、今回、太陽光発電という部分は新設する上で補助事業を別に行っていますが、解体するとなった時は当然、時期的な問題はあると思いますが、特別な手立てがないというふうに私は理解しています。

太陽光発電設備の解体について、例えば今の住宅の解体支援の別枠で考えるや、あるいは住宅の解体支援の中に、その太陽光パネルの部分についても解体の補助の部分

のそういう上乘せという部分は検討できないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、ペレットストーブのこととかいろいろ出てきたわけなんですけれども、この太陽光発電の部分については、平成22年につくったわけなんですけれども、これは所管の委員会と協議を進めながら、近隣の既にされている所等々も参考にしながら、このラインでいこうということで決めて今日まで来ているという状況です。さまざまな部分で、もう少し追加する項目だとか、アップするとかというのは、これはやっぱり財政事情をしっかりと見据えた上でやらなければならないですし、そういった意味では、例えば自分の家庭でつくったものを廃棄するということになっても、当然それでそれを設置したことによって電気代が浮いているというか、それで電気を賄っているわけですから、本来かかる部分がそちらのほうに回すことができると。そうすると同じように年数がきて、それを取り外すということについても、それは設置者がやはり将来のことも考えて貯金をしていくだとか、毎日の電気代の一部を、本来なければ払う金額というのがありますので、そういったことをトータルで考えていただければなというふうに、現在のところは設置に対して町としてできる範囲の金額ということで補助をさせていただいているという状況です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 私も考え方の提案であります。それぞれの補助事業は考えられた時期も違いますし、やっていく中でそういう同じようなくくりの中で、そういうふうな対比ができるのではないかなという部分でお聞きしたところでもあります。そこも時代によって臨機応変にというか、時代にあわせていろいろ考えていただきたいと思います。

それでは太陽光発電の補助事業に該当しない部分についての質問に移りたいと思います。

いわゆる税込面での効果、780万円という部分があったかと思うんですが、固定資産税においては、いわゆる通常の土地に対しても固定資産税というものがかかっているというふうに私は理解しているのですが、この太陽光発電については、減価償却資産的な分類で関わっているのかなというふうに思っているんです。町の今の財政、歳入

の部分において、今、答弁の中では固定資産税で780万円ほどあるというふうな答弁があったんですが、いわゆる単純に土地があるというだけの部分と、そこに太陽光発電の設備があるという部分のいわゆる差額分というのですかね、いわゆるそういうことよっての税収的なメリットというのは具体的にあるのか、再度お聞きしたいと思います。

その上で、実態把握についてなんですが、今、私が言ったように償却資産という部分の申請から、当然把握されているというふうに私は認識していますので、その太陽光発電についての実態調査などは行っているのかどうかもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（菅原文人君） まず、太陽光パネルがあることによって、土地に固定資産税の額によって差があるかということですが、ここについては差はありません。上にパネルがある、なしに関わらずその部分についてはありません。

それから状況把握の方法ですが、基本的には町内巡回を基本として把握しております。それ以外に先ほどおっしゃられていましたように義務づけられている償却資産の申告との付け合わせ、あとは公開されていますFIT、FIP制度の再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報と照らしあわせながら把握を行っている状況であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 私の理解ですが、今の答弁をいただいた中で、いわゆる太陽光発電があるということで、あるということから町の税収は増えないということで私は理解しましたので、次に進めさせていただきたいと思います。

それでは、3番目の懸念点や課題についてに移りたいと思います。

私も町内を毎日歩いています。お会いする方も何人かいらっしゃいますが、朝歩いていますと、近年、例えば空き地や工場の跡地、また山際の土地等にパネルが数枚から数十枚程度、規模が多く見受けられるようになりました。その多くは周囲に草木をそのまま放置されているのが現状です。

答弁の中にも、そういうことへの懸念というか、確認は載っていましたので、事業

目的の設置についてお聞きしますが、事業者は当然町外も想定されていると思います。現状は、地域からのそういう苦情の声は大きくないと私も担当のほうでお聞きしたところではありますが、今後に向けて衛生面や管理責任について課題になり得るかなというふうには私は思いますが、答弁にありましたとおり、現状の法令の指導などでどの程度対応が可能なのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） それでは、どのような指導方法があるのかということにつきまして答弁させていただきたいと思います。

まず答弁の内容のとおり、今はここに書かれているとおりなんですが、例えば国や道のほうでいきますと、例えば国のほうでいけば環境の太陽光発電設備に係る景観上の配慮だとか、あと北海道でいけば景観形成ガイドラインなどが制定されており、それらに基づいてそういったところには道や国のほうとしては対応をしていくといったところがございますが、町のほうとして今おっしゃられたような形のものにつきましては、一般の空き地、要は民間の所有者の持ちものでございますので、その人方に管理していただくというのが原則でございますので、単なる一般の空き地や工場の敷地内と同様の扱いをしているというふうなのが現状であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 今の部分と少し重なるかもしれませんが、将来の廃棄が問題となる懸念についてお聞きします。

役割を終えたソーラーパネル、今いわゆる20年から30年ぐらいでそういうものが出てくると、今後そういうものが増えてくるという現状を踏まえて、この役割を終えた設備がそのまま放置された場合、今言った現状のもので、その撤去を促す手立てはあるのかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） これにつきましても先ほど町長の答弁の内容となっておりますが、今の段階でいきますと、それらが例えば発火だとか、極端に危険性のあるものになりますと、それにつきましては行政指導という形になりますが、あとは

それらのものにつきましては個人の所有物でございますので、現状の中でいけば、それを強制的に撤去というふうな形については難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] なかなか難しいというのが現状かと思えます。

次の自然環境への影響や景観についての部分ですが、特に大型施設について環境の配慮は当然のことだと思いますけど、ここではあえて景観についてお聞きしたいと思います。

私が近年たびたび足を運んでいる道南の地域で、美しい海岸と山肌に歴史と大自然を感じる景勝地があるのですが、そこで大きな風力発電が、例えがいいかどうかはわかりませんが、ちょっと巨人が行進するごとく並び立っている景観をたびたび目にしています。美しい自然の中に人工物である白く巨大な風車ですけど、建設物が立ち並ぶ光景でありました。

私がその時思い出したのは、かつて津別においても峠の展望台付近に風車を置いた経緯があるかと思えます。規模こそ違えど景観への配慮という部分が大切であるというふうに私は感じています。

前回の質問で国立公園の部分もありましたが、改めて町長に景観への配慮についてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 津別にはメガソーラーとかそういうものはありませんけれども、先ほど申し上げましたように四十数カ所設置されているということでもあります。中にはきちんと草を刈っている所とそうでない所というのが見受けられます。例えばサンマルコさんでも工場の前に大がかりな発電施設をつくりましたけれども、いつも草刈りをしてきれいにされているのは皆さんもご承知かというふうに思います。

一方、この間まちづくり懇談会を相生地区でやった時に、やはりあそこにも幾つか発電施設があって、やはり雑草をそのままにしていると、結構見に行くと背丈までというところまではいかないですけれども、結構腰のあたりまでくるような所がたくさんあるという状況です。

そこで、そういったものを役場として何とかできないのだろうかということでお話もされたところで、懇談会が終わってから、日中でしたので担当の者とずっと見て回ったんですけれども、よく見ると連絡先が書いてあるんです。ほとんどが携帯電話番号になっているんですけれども、そういったところにどこが設置したのかというのがありますので、できることなら町として環境の整備といいますか、雑草をきちっと管理していただきたいということをお願いですよね。そういったことを、これからまずは文書をお願いをするということから始めていったらどうかと思っているところです。

そういうことで、少しでも見た目がよくなるような形を追求していきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 町有地の今後の活用についてお聞きしたいと思います。

貸し付けや、例えば指定管理の場合は契約期間終了に際して原状回復というのが原則かなというふうに思います。

先ほど答弁の中にも町有地の売却の際にはいろんな審議会があるという話は受けましたが、今後その町有地が町にたくさん活用されないで、例えば企業誘致などが一番理想かなと思うんですが、そういうことが思うように進まない場合、そういう売電事業者の誘致や町有地の売却後、例えば当初の目的は別のような目的であったものが、そういう中に太陽光発電というものが建設されるということが懸念されると私は思うんですが、そういうことは今後想定されるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 大きなものというのは、今日の道新も見たかというふうに思います。2027年から規制をかけたいということでもありますので、そういうふうになると2026年、来年度に駆け込みがいっぱい出てくるのかなという不安もあるんですけれども、いずれにしても町が町有地を売却する場合は、しっかり審議会の中でそれが太陽光発電の部分というのは、もう行政としても承知していますから、それを仮につくりたいということが以前もあったんです。そういうことでつくりたい、町有地を売っていただきたいというのはあったんですけれども、お断りをしています。ですからや

はり、そこがきちんとやれるところなのかどうなのかというのは、しっかり見ていかなくてはいけないかなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 私が一部懸念するのは、例えば近年、町有地がありまして、そこが住宅の目的で3区画売りに出されていたと思います。私も当初その活用について3区画売り出されたときに、どのような方がお買い求めになったんですかとか、今後の活用についてどういう活用なんですかと、3区画だったので聞いたところ、私がお聞きした方のお答えでは、まとめたの購入なのでアパートですとか、例えば2世帯住宅のようなものを建設されるのではないのでしょうかというようなその当時の回答でありました。近年でしたけど。私、先ほどありましたように、町の中を毎日運動のためもありますが見て回っているわけですが、そこは3区画ですが、普通の住宅が1軒建っているのが現状です。規則的には問題ないのかもしれないので、私はあえてその規則の部分指摘したいわけではありません。購入者はおそらく初めから、そこに3区画購入した中に、1戸建て1軒という感じがなかったのではないかと、いうふうに私は思います。なので、いろんな審査というものは当然あるかと思いますが、そこが活用されるにあたって、そういう危惧を感じています。

このように町有地を活用したい、その3区画も長いこと空いて残ってしまっていて、町としては町有地を売却したいという目的はあったのだと思いますので、そういう活用したいという目的が目先の先にあると。そういう目的ですとか、その後の利用のされ方が当然相手に渡るわけですから、特別、町がタッチできないということになります。そういう部分に危惧を感じて、あえてここで今後町有地などが売却するにあたって、そういう部分の懸念をあえて指摘させていただいています。

その上で、町長の見解についてに移りたいと思います。

4番目ですが、今、町長からもありましたように、各地域でメガソーラー建設計画が進められています。近隣では大空町もゴルフ場にメガソーラーということで、私も最近町の方に聞くと、普通にゴルフ場は営業されているということですので、今すぐという話ではないかもしれませんが、近いうちにと、いう話は現状残っているようでございます。

町長自身は、いわゆるメガソーラーといわれる言葉について、施設の規模ですとか定義についてどのような認識であるかをお聞きしたいのですが、一般に私も自分で調べたところ、1,000キロワット、1メガワット以上ということで、パネルでいうと数千枚から数万枚というふうにいわれています。ちょっと私としては実感しにくい定義かなというふうに思います。また別の言い方をかえれば2ヘクタールということで、サッカーコート大体2.8面分、大体サッカーコート3面分ということで、そのほうが意外とわかりやすく、意外にも身近にあるのかなと。そういう部分の活用が、そういう規模感に感じるわけですが、このメガソーラーという部分の名前というか、そういうはしりという部分の規模感について、今ちょっと私お話しましたが、町長はどのようにお考えになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） どれぐらいの大きさでということは具体的にはすぐ出てきませんけれども、私も町村会の視察旅行の中で、本州のほうですけれども一度すごく大きな発電施設を見せてもらいました。丘の上から見ると「これがメガソーラーか」というぐらいのすごい大きなものを見させていただきましたけれども、クリーンな電力を確かに供給することができるんですけれども、やはり太陽光発電そのものが悪いということではありませんけれども、しっかりそこを設置したからにはきちっと管理していくということは当然責務としてあるはずですので、そここのところをしっかりと伝えさせていただきたいなというふうに思っています。

先ほども道新の記事もありましたけれども、これから2027年に向けてパッケージを国のほうで出していくということでありますので、そこには設置後の指導も含めたことも含まれてくるという内容でありますので、そこは当然、法律として設置されていけば、かなり重たいものになっていくと思います。そういうところも足がかりにしながら、メガソーラーに対応していきたいというふうに思っています。

現実に、もう一ついいますと、町内に町有地というのはそこそこあるんですけれども、メガソーラーに対応するようなものまであるかどうかという、ちょっとどうなのかなというふうな感じも受けているところです。

例えば今、本岐なんかも公営住宅の解体がどんどん進んで、町有地、いわゆる空き

地が広くなってきています。今年も2棟、来年も2棟壊す計画でありますけれども、一方でこれもまちづくり懇談会で、その地域の農家の方が来られて、収穫期になると国内のあちこちからいわゆる出面さんたちが長期に入ってきて対応しているんですけども、町内の宿泊施設に泊まると、やはり宿泊料がそこそこかかっていくので、そういったものを、例えば公営住宅を活用して何とかならないかというような、そうすると自炊もできていくしというお話も伺ったところでもありますけれども、まだ使えそうなところがありますので、そういうところは町が整備するというよりも、そういった農家の法人等々に売却をして、そこがしっかり就農も含めた対策も含めてやっていただけるような、そういう提供の仕方というのも今後検討が必要かなというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 先ほど来、町長から新聞報道など、先日は読売新聞、本日が道新ですか、そういう形でメガソーラーの支援についての廃止というようなタイトルで載ってございました。今それだけこの話題が大きいのかなというふうに思います。

規制条例の検討についての部分に移りますが、答弁の中では、規制する条例の整備の時期についてというような文言があり、私の中ではすごく前向きな話なのかなと。その上で検討を進める必要があるとか、ルールづくりの必要性は感じているということで、そういう前向きな意思是受け取ったところですが、一方とりかかり方としては、どちらかという他事例とか、他の自治体の動向を見てとか、国や道の動向を注視してという文言があります。私もバランスが大事だと思いますし、先行して津別だけが何か特別なものをつくってという話ではなく、未来に向けた課題ということで、私も町有地の話をしているのは現状想定されるところは割と限られているのかなと思うのですが、今後いろんな町の活用の中で、例えばそういうことはあまり想定したくないのですが、例えば合宿の問題がなくなったときに、今、合宿で使っている例えばサッカー場ですとかラグビー場ですとか、そういうものも例えば活用ができなくなったときに、こういう部分を活用できたり、例えば高栄団地ですとか、そういうものが一定程度整備を進める段階になったときに、先ほど来、私が言っているように本来は企

業誘致という形で、本来はそこに企業という新たな雇用ですとか、新たな活力が生まれてくればいいのですが、安直に土地が空いているということで、こういうソーラーパネルというものを始めてしまわないかという危惧をやはり未来に向けて提案している部分がありますので、どちらかというは今すぐというよりは、今後に向けて検討いただきたいと思います。

私も質問の中に事例で紹介した「分割」というような、いわゆる規制の抜け穴みたいなものもありますし、こういうものはルールをつくっても、たちごっこみたいになる部分もありますし、当然国のFITも含めて支援という部分が薄くなってくれば、こういうものに取り組む方は少なくなるかもしれませんが、いずれにせよそういうことを想定せざるを得ないというふうに思います。

ですので、ここの中で私は、どちらかというとな隣の様子を見ながらというよりは、近隣と連携して、こういうことについて先ほど話しがあった大空町もそうですし、住民説明会があった遠軽町も報道などでわかるのですが、撤退した企業のほうは、撤退する必要はないという話だったんです。ただ、住民説明会の中で、これだけ住民から反対があるということで自主的に撤退したという話でありました。ですので、ルール上は住民説明会を開いてもメガソーラーを建設することは可能であったという話でありますので、ぜひそういうところを近隣、今オホーツク町村の中でもそういう規制のない所とか、そういうところへの懸念がない所という部分に移っていく可能性もありますので、ぜひ、様子を見るという形よりは、近隣の市町村と自治体と連携しながら、こういうものをつくっていくという形をぜひ進めていただきたいんですが、町長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の国の規制といいますか、そういうもので対応できないので困っている市町村が、それでは条例をつくって対応していかないといけないという、そういうことで条例が、いわゆる切羽詰まってやっているという状況だと思えます。

津別の場合は民地が売られて、そこで比較的そんなに大きな施設ではありませんけれども、あちこちにできてきて、ただ、きちんとそこの管理がされていないというこ

とが非常に問題だなというふうになっているところですので、そういったこともこれから国のほうでどんなパッケージが出てくるのかというのをしっかり見させていただいた上で、それでも対応が難しいということになれば、条例も含めて設置ということも考えていきたいなというふうに思っています。

この間テレビを見ていても、今だと家庭であれば屋根につけたりとか、屋外に立てて、そこから線を引っ張ってというのが主流になっていると思いますけれども、壁そのものが太陽光パネルになっていくと、これがパネルかというのが全くわからない、いわゆる今と同じようなものでつくられていて、非常にスマートな発電というのがどんどん研究されて進められている番組があって見させてもらったんですけれども、多分そういうことが進んでいけば、今あるような外に設置されているメガソーラーも含めて、「あんな時代もあったよな」というようなものになっていくんじゃないのかなというふうに思うんです。やっぱり人間の英知はかなりあると思いますので、よりそういった今の状況を含めてスマートな施設というのがこれから主流になっていくのではないかなという、そういう期待も込めながら、必要であれば条例制定もというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、渡邊直樹君。

○9番（渡邊直樹君） [登壇] 最後になると思いますが、政治というか自治体も含めて、こういうものは先読みしながら、当然、問題が起きる前にということを前提で今回質問させていただいています。津別町が現在、この大きな問題を現状抱えているということではなく、そういう周りの地域、自治体からそういうことを察知して迅速、機敏に反応していただきたいと思います。

私も今回の質問自体は、家庭用とか家に隣接する形できちっと責任をもって設置していただいているパネルというよりは、大規模を中心とした、津別町に特定の居住を持たないで、そういう事業目的で大がかりにやるということに対する危惧をもっていたので、こういう質問をさせていただきました。

高度経済成長の時期は、人口増加や住宅の建設も盛んに行われまして、マイホームなんていうのが社会的なニーズやステータスであったと思います。私が子どものころも、町長が今おっしゃったように、あちこちの家の屋根にパネルみたいなものが上が

っていて、太陽が動くたびに少しずつ向きをかえたりするようなものもありましたが、近年は屋根についているというのはたまに見かけますが、あまり大がかりなものは個人の住宅では見かけないようになりました。核家族化が進み人口減少で、なおかつ今、産業廃棄物の処理など現在は空き家対策も自治体の大きな課題になっています。太陽光発電も大規模な規模によっては建設への不安ですとか、後の撤去への懸念があるのかと思います。津別町の豊かな自然環境や景観を守りながら、次世代に受け継いでいかなければいけないというふうに思いますので、行政の大きな役割に今後も期待したいというふうに思います。

決して答弁の中が、検討しないという話でもありませんでしたし、だからといって今、早急にという話でもなかったのですが、そういう懸念がある部分について十分に対策を進めていただきたいというふうに申し添えまして質問を終わりたいと思います。

町長から一言あればお受けしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今のお話を受け止めながら考えていきたいと思います。

実は先だって、今、北海道町村会のほうの理事をさせていただいているんですけども、そんな関係もあって北海道の国土利用計画審議会というのが道の中に知事の諮問で審議をするという機関があるんですけども、「そこに入れてもらえないか」ということで連絡がきたわけなんですけれども、今、北海道の各種委員会審議会については、いわゆる内規で就任時69歳以下というふうになっているんですけども、69歳以上なものですから、「いや、いいんですかね」というような話もさせていただいたんですけども、お受けすることになりました。

そこに年2回ということでもありますけれども、おそらくメガソーラーの部分もこういった中では議論になってくるのかなど。いろんな情報がある意味入ってくると思いますので、そういったことも参考にさせていただきながら、今後考えていきたいと思っています。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 5 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君）〔登壇〕 議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告をしております歯の健康と歯周病対策について一般質問を行います。

厚生労働省は、令和 5 年 10 月 5 日付で「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部改正について」の通知を発出しました。

この通知では、平成 24 年より開始された同推進施策が令和 5 年度で終期を迎え、最終評価では「歯や口腔の健康に関する健康較差がある」、「国・地方公共団体における P D C A サイクルの推進が不十分である」といった課題が指摘され、改善に向けた基本的事項の策定や参考指標の見直しなどが示されたところです。

わが国では、成人の 8 割に歯周病などの所見が認められています。歯周病は、歯の健康を損なうだけでなく、歯茎に付着した歯周病菌やその成分が血管内に侵入し、全身に悪影響を及ぼすことが明らかになっています。

また、近年では、糖尿病との関連が注目されているなど、本町の健康施策において、歯の健康と歯周病対策は非常に重要と考え、次の点について伺います。

一つ目、ここ数年の歯科健診（乳幼児、小中高生、成人、後期高齢者）の実施状況と受診率は。

二つ目、国が予定をしている「国民皆歯科健診」導入の背景や、目指すところの所見は。

三つ目、町の歯科健診受診率向上に向けた課題と対策は。

以上、質問いたしますので、ご答弁方よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それではお答え申し上げます。

はじめに、ここ数年の歯科健診の実施状況と受診率についてですが、まず乳幼児で

すが、母子保健法に基づき、年4回1歳6カ月児健診と3歳児健診で歯科健診を実施しており、令和6年度の受診率はともに100%でした。

小中高校生は、学校保健安全法に基づき、年1回6月に実施しており、令和5年から令和7年度の平均受診率は、小学校96.2%、中学校93.2%、高校99.4%となっています。

成人の歯周病検診は、健康増進法に基づき20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳をそれぞれ対象に、町内の歯科医療機関において自己負担500円で実施しており、令和6年度の受診率は1.4%となっています。

後期高齢者歯科健診は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、町内の歯科医療機関にて無料で実施しており、令和6年度の受診率は0.4%となっています。

次に、国が予定している「国民皆歯科健診」導入の背景や、目指すところの所見についてですが、現在のところ厚生労働省からの具体的な指針は出されていません。「国民皆歯科健診」とは、日本国民の全てが生涯にわたって定期的に歯科健診を受けられるようにする制度であり、健康寿命の延伸と医療費抑制を目指すためのものです。乳幼児や小中高生は歯科健診が義務化され、成人は義務化されていませんが、生涯を通じた切れ目ない歯科健診の提供が目標とされています。

次に、歯科健診受診率向上に向けた課題と対策についてですが、現在、町で実施している「歯周病検診」と「後期高齢者健診」について課題を申し上げます。

課題の一つは、「受診率の低さ」です。成人の歯周病健診は、平成30年度から開始し、40歳から70歳までの10歳刻みの対象年齢に、昨年度から20歳と30歳を追加して実施していますが、全国の受診率約5%に比べ本町は低く、後期高齢者医療健診においては全国の受診率約8%に比べ大変低い状況となっています。

二つ目は、「歯と口腔の健康」です。55歳から64歳で24本以上歯のある人は、全国の約80%に対し、本町は約50%とかなり低く、また年1回以上歯科健診を受けている人は、全国の約60%に対し、本町は約20%とこれもかなり低くなっています。

そこで、これらに対する対策についてですが、受診率向上については、今年度において半年を経過した時期に未受診者を対象に個別通知を行いました。その結果、特に後期高齢者の受診者が増え、また今年度から成人の歯周病検診と同様に、後期高齢者

歯科健診案内の送付時に受診券を同封したことも増えた要因になったと考えられます。本年度 11 月末現在の受診状況につきましては、歯周病健診が 10 名で前年度比 2.5 倍、後期高齢者健診は 21 人で前年度比 5.3 倍となったところです。

歯を喪失する一番の要因は歯周病であり、歯周病は生活習慣病にも影響することから、国民皆歯科健診の実施動向を注視しながら、歯科健診の体制づくり、歯に関心を持つための対策等について、歯科医療機関とも連携し検討をしてみたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] 答弁それぞれいただきましたので、再質問をさせていただきます。

私、今回この歯の健康について取り上げたというのは、歯科健診が攻めの予防医療だと、そんなふうにも言われてきております。定期的な歯科チェックを通じて、虫歯や歯周病などの早期発見、早期治療を促すことで、結果的には全身の健康維持や医療費の抑制にもつながっていくというようなことが期待をされているといわれております。

だから国も骨太の方針の中で、この歯科健診について盛り上げて、国を挙げて取り上げていこうと、そんな動きがあるというふうに感じていたところです。

こうした関係から見ますと、町民の健康寿命を伸ばしていくためには、歯の健康づくりこそ解決をしていかなければならない課題ではないかなと、そんな思いで今回一般質問に取り上げたことであります。

その上で、一つ目の質問であります歯科健診の受診率です。回答があったとおり、乳幼児だとか、あるいは小中高生については法律に基づいての回答があったとおり義務化になっているので、ほとんど 100%近い受診率ではないかなというふうに思います。

問題は高校を卒業して成人、あるいは後期高齢者になる、その年代の部分がやはり義務化になっていないというようなこともあるとは思いますが、国全体でも平均で 5%の受診率、津別の中では 1. 何パーセントというような回答をいただきました。この辺の低さというか、津別だけではなく国全体でも低いということで、国も対策を

していこうというようなことですが、この受診率の低さの要因について、今現在考えられる部分で、こういった要因だといったことがあれば、お考えをお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 向平保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（向平亮子さん） ただいまのご質問にお答えいたします。

受診率の低さの要因ということですが、当町におきましては、やはり歯科に対する関心、意識の低さが一番の要因かと思っております。

先ほど答弁にもありましたが、健康づくり計画を立てた際に、町民アンケートをとった時、年に1回以上、歯科健診を受けている方は約20%、逆に全く受けていないという方は41%いました。そのデータからも歯科健診に対する意識の低さがうかがわれます。

2点目は、町内2カ所の歯科医療機関に委託し実施しておりますが、やはり選択肢が2カ所しかないという、選ぶ所の場所が少ないというところも当町においては要因の一つではないかと考えております。

最後に3点目ですが、もともと歯科治療、受診をしていますという方は、この健診を受けないよというふうにご丁寧にお電話をいただくこともございますので、もともと通院している方は、この健診の該当になったとしても受けない方が含まれております。

主に、この3点がうちの受診率の低さかと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5（山田英孝君）〔登壇〕 今、その考えられる要因についてお答えいただきました。

私も一番はやっぱり関心の薄さというか、それが一番大きいのかなというふうに思っております。

あと回答の中では、この成人の健診の部分について500円費用負担がかかっているということですが、後期高齢者は無料だと。でも無料でも健診率はもっと悪いということなので、この500円の負担があるからといった部分では、多分これは受診率を低

くしている要因とは考えられないかなというふうに思いますけど、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 向平保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（向平亮子さん） 自己負担額の検討は特に調査などはしてありませんが、今、山田議員がおっしゃったように、やはり 5,500 円の委託料の中、500 円という自己負担、ワンコインで受けられるようにしようという観点から 500 円としました。ですが、これが決して高いか低いかというところできますと、受けた方からは「500 円で受けられるならいいね」という声もいただいておりますことから、この自己負担がある、なしで受診をする、しないの要因にはなっていないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5 番、山田英孝君。

○5 番（山田英孝君） [登壇] 2 点目の部分ですけど、いわゆる国民皆歯科健診、これは 2022 年の先ほど言った国の骨太の方針の中に盛り込まれている部分ですけど、この 2022 年の時には 2025 年、ですから今年実施というようなことも盛り込まれていたんですけど、この具体的に今現在まだ実施というようなことは聞いておりませんが、実施時期といった部分については、そこら辺の情報があれば教えていただきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 向平保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（向平亮子さん） 国民皆歯科健診の導入時期、またその準備について今わかっている情報という質問にお答えいたします。

確かに 2022 年、骨太の方針にこの歯科の問題が取り上げられ、その時には、今もなお、2025 年には国民皆歯科健診を導入するというふうに今でも文言としては残ってはいるのですが、実際、全く進んでいない状況にあります。ただ、今年の 6 月に歯科保健事業をやっている自治体向けに説明会がありまして、その中の資料をひもときますと、今現在、厚労省はいろいろこれを推進するにあたって検討している内容があるということがわかりました。

まず皆歯科健診の内容が主に 3 点あります。これは、これまで行っている歯科健診

とほぼ同様ですが、1点目、虫歯や歯周病のチェック。これは自分で気づかない早期病変のリスクの発見になります。

2点目は、口腔衛生指導。これは正しい磨き方や食生活、口腔ケアの習慣化を促す指導。ここがとっても重要になります。

3点目は、全身の健康との関連づけ。山田議員もおっしゃったように糖尿病のほか、心疾患、認知症などの予防につながるというエビデンスもありますことから、そのことを啓蒙しましょうということの、主にこの3点の内容を盛り込む形で検討しているようです。

具体的には、まずこの受診自体を義務とするのか、努力義務とするのかが今争点になっているそうです。

2点目は、受診促進対策ということで、各健康保険組合の助成金の活用ですとか歯科医院との連携、そのあたりの体制整備。

3点目は、スクリーニングによる効率化です。今現在は歯科医院に行って歯科医師による健診が中心になっておりますが、効率化を進めるためには口腔内の画像写真をAIで判定する、もしくは唾液を採取し、それを検体として提出することで歯周病のリスクがあるかないか、その状況を第1判断することができるというところで、その導入に向けての今研究。

4点目は、地域医療連携ということで、やはり自治体や企業だけが頑張るわけではなくて、歯科医師会、医療機関、介護医療の関係等も全部絡みますので、やっぱり受診したときに受け入れ体制が充実しているのか、そこが継続できるのかという医療機関側の連携も強化が必要だということで、あらゆる方向から厚労省は研究をしているようです。

その研究にあたりましてはデジタル活用とかスクリーニングをやれる業者には支援金を出しながら、いい開発を進めるようにですとか、あとはPR方法も自治体にモデル事業としてやってみて、どういう対象者にやると歯科健診に結びつくかということを一一般町民向けのパターンと、あとは糖尿病の方だけ抽出し、リスクの高い人に歯科健診を勧めるなど、今あらゆる方向から研究しておりますので、その辺の研究結果が固まり次第、自治体は何をする、医療機関は何をする、企業は何をするということで、

いろいろ方針が決まってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕 今、丁寧にご説明いただきました。内容的には理解をいたします。その上で、この国民皆歯科健診制度が始まった時には、町の役割として、例えば保険には国民健康保険、後期高齢者の医療保険、さらには協会けんぽ、共済保険だとか、そういったいろんな健康保険組合がそれぞれあるんですけど、こういった歯科健診制度が始まると、町の役割としては国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者が対象となっていくのか、その辺についてわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 向平保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（向平亮子さん） 今後、国民皆歯科健診が始まった際の町、自治体の役割についてですが、まだ方針が出ていないので、ここでは具体的には申し上げることはできませんが、先ほどご説明させていただいた厚労省からの説明会でちょっと予測しますと、おそらくですが集団健診とか健診、私たちが行っている特定健診、後期高齢者健診の中で何かしらのスクリーニング検査の導入が図られるのではないかと予想はしております。そうなった際には制度のいろんなパターンのスクリーニングがありますので、精度のいいもののスクリーニング、あとは町民に受け入れられやすいものの選定、そして会場の確保などが必要かなと考えております。

また、そこで拾った際に、やはり医療機関に精密検査、もしくは治療ということで流れていきますので、医療機関がやはり普段の患者さんで大変混雑している中、集団健診で拾った方々が流れていくというところで、歯科医療機関への影響、いい影響ととるか、やはり一般の方も受けられなくなるといういろんな弊害があると思いますので、そのあたりの理解、協力の求めを、国からの指針もあると思いますが、自治体職員としましては地域の身近な医療機関に趣旨説明とお願いに直接出向いて協力仰ぐというところがとても大事かと思っております。

また啓蒙活動は大変難しいことではありますが、町民の皆さんに、やはり歯は唯一自分自身で予防できる生活習慣病だと昔から言われており、ですがやはり意識が低く

後回しにされてしまうところでもありますので、そうではないんだというところを、あらゆる健康教育、広報、パンフレットの配布、いろんな機会で私たち自身がもう少し計画を立てて啓蒙活動を考えていかなければならないなと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君）〔登壇〕やはり町としては、やっぱり啓蒙活動というか、保険組合がどこであろうとも、その部分というのは常にやっていかなければならない課題だというふうに思っておりますし、責任で町がやっていかなければならない。そのことが町民の健康にもつながっていくというような、そんなような形で私自身も認識をしているところです。

それで3点目の歯科健診受診率向上に向けての課題ですけど、回答の中で未受診者に対して今年度、再度通知をしたりとか、あるいはほかの案内の送付時にこの受診券も送付したといったようなことで、後期高齢者の方含めて前年度よりも相当数の受診率が上がったといった回答がございました。

この中で、今後の皆歯科健診制度にもつながってくるというふうに思っておりますけど、歯科健診の体制づくり、また歯に関心をもつための対策等について今後検討していきたいと。そのようなことが書かれておりますけど、具体的に、この辺の歯科健診の体制づくりの部分も含めて、町としてこの部分でどんな体制づくりで今考えられている課題等がありましたらお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 向平保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（向平亮子さん） 当町における歯科健診の受診率の向上についての課題と対策というところでお答えさせていただきます。

国が今考えている国民皆歯科健診というものが義務化になりますと、歯、口腔の問題を解決する一つの大きなきっかけになるとは思っておりますが、それが始まるまでの間、大きなことはできませんが、現在行っている歯科健診をもう少し整備が必要だと思っております。

一つは、先ほど答弁でも申し上げましたが、未受診者対策としまして半年たったころに個人通知があります。

また歯科医療機関、町内の2カ所ですが、できれば美幌のほうまでちょっと広げていきたいなと考えておりますが、今、美幌町では歯周病検診はやっておらず、後期高齢者の歯科健診のみ行っておりますので、そのあたり他町、美幌町の事業展開を見ながら医療機関の選択肢を増やすというところを、アンテナを張りながら考えていきたいと思っております。

あと、先ほど申し上げた啓蒙活動というところが一番大事で、かつ難しいところではありますが、虫歯の日ですとか、いい歯の日ですとか、そういう国を挙げてのキャッチフレーズをするタイミングがございますので、本当に小さな発信かもしれませんが広報やSNSでの発信、あと図書館とのコラボで歯のコーナーをつくった際に、こちらとしても企画と一緒に参加したいと思っております。

また健康に関心の高い健診会場、結果報告会などにおきましても、カロリーの媒体などはよく置くんですが、歯のことについては媒体を置いたことがありませんので、そういう健康に関心の高い方が集まる場所での展示、あと健康教育も老人クラブなどでもしたことがございますが、講和のテーマの一つとして歯のことを取り入れていきたいと思っております。

あと受診率に直接関係あるわけではないですけども、医療機関を受診した際に、そこから継続的に受けたほうがいいんだなとか、治療が中断しないようにすることがとても大事で、今年50歳で健診を受けました、ですが来年は券が発行されない、でも受け続けるという意味では、医療機関側から受けることって大事だと言っただけのように、町の課題を医療機関側と共有し、医療機関側の見解もこちらが受け止めながら両輪でできるような働きかけをしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、山田英孝君。

○5番（山田英孝君） [登壇] 今、お話をいただいた、そうした一つ一つの取り組みが、いわゆる国民皆歯科健診の実施に向けての準備かなというふうにも考えてきております。ぜひ、そうした何かきっかけがないと、こうした健診に行こうというような、そういった部分にもならないと思いますので、ぜひ、その部分を進めていっていただきたいなというふうに思います。

それで最後になりますけど、やっぱりどちらかと言ったら、自分も含めて歯医者は歯が痛くなった時に行くんだというか、そういったような意識がまだまだあるのかなというふうに思っております。歯が痛い時に行く場所から、自分の健康を守るために行く場所、そんなふうに意識が変わっていくというか、意識を変えていくという、そういったようなことが必要なのかなというふうにも思っております。

今後、この国民皆歯科健診、いずれにしても、ここ数年のうちにはこの制度が実施されて、今までなかった全ての年代層が歯科健診に行くというような、そういう制度ができてくるというふうに思いますが、その意味では健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制につながっていくという、この本来の制度につながっていくように町全体をあげてこの取り組みを進めていっていただきたいというふうに思っておりますし、ぜひ、この普及啓発を行っていくというのは、一番町の役割だというふうに思っておりますので、最後に町長からその決意も含めてコメントがあればお願いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私もあまり歯は丈夫なほうではないんですけれども、受診率が低いというもう一つの理由は、やっぱり恐怖心だと思うんです。過去に治療を受けて、あの音とか、1本抜かれるだとか、そういうのが過去のトラウマとしてずっとあるというか、また健診に行ったら指摘されて、また同じ思いをしないといけないのかという、そういう恐怖心があるんじゃないかなという感じもしているところです。悪くなって行くんですけれども、早めに行けばそういう思いもしなくて済むのですけれども、遅れて行くことによって、さらに悪くなってから行くということで、さらにまた痛い思いをすると、その繰り返しをしていると、なかなか行きづらくなってくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこのところ丈夫な人は、きっと全然問題ないからということで行かないんだというふうに思いますけれども、そうでない人たちにとっては、そういった気持ちの整理というんですか、そういうところもどこか頭に入れながら啓発、啓蒙をしていくということも大事なかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 次に、2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原真稚子さん）　〔登壇〕　ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

不登校の児童生徒は増加の傾向にあり、文科省の令和5年度の発表によりますと35万3,970名という報告があります。

このことは児童生徒にとって心身の発達への懸念、義務教育の履修の不十分になると考えられます。

一方で、学校じゃなくても自分のペースで学べる場所がある。無理せず、比べず、自らのペースで自宅自習で単位も認定できるなど、さまざまな取り組みがされているところでもあります。

また、24時間AI先生が個別指導にあたるなど、教育を取り巻く環境も随分変化されてきているのかなというふうに思っております。

本人や家族においても、辛い悩みとなるばかりではなく、子どもは未来へつなぐ宝であるという観点から、社会の損失と考えられます。

現状の対策等についてお伺いをいたします。

まず昨年の状況は、小学校で6名から7名、これは不登校ですけれども、中学校では6名程度という報告を受けたところでもあります。

2番目として、主な不登校の要因について。

3番目は、学校での不登校対策の取り組み、方針。

4番目としては、不登校になった場合の児童生徒に対する具体的な取り組み。

5番目は、不登校になった場合の家庭への具体的な支援策。

6番目は、今後において、学校に行けない、違う場ならばということも考え、不登校になった児童生徒の居場所等について、教育長の考え方をお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君）　では答弁いたします。

はじめに、小・中学校における不登校の現状についてですが、教育委員会では、小・中学校から毎月7日以上欠席した児童生徒の人数や状況等について報告を受けるとと

もに、校長会・教頭会等での情報交換を通じて、実態把握に努めておりますが、小学校では不登校傾向にある児童がおおむね7名から10名程度、中学校では、不登校もしくは不登校傾向の生徒が7名程度で推移しているところであります。

なお、文部科学省における不登校の定義は、心理的、情緒的、身体的、社会的な要因などにより「学校に行かない」「学校に行きたくても行けない」という理由で年間30日以上欠席した児童生徒とされておりますので、厳密な数値ではなく、現時点での状況報告となります。

次に、主な不登校の要因についてですが、不登校の背景は、児童生徒一人ひとりで異なり、一概に説明できないケースが多く、複数の要因が複雑に絡み合っている場合も少なくありません。一般的には、学校生活そのものにストレスを感じている場合や、集団生活の適応が難しいといった心理的要因、無気力、自己肯定感の低下、子ども自身の特性、学習への苦手意識などが挙げられます。これらに加え、生活リズムの乱れ等も影響し、体調不良を訴えて欠席するケースが増えています。また、起立性調節障害と診断され、朝起きられず登校が困難となるケースも増加しているところです。

次に、学校での不登校対策の取り組み方針についてですが、津別町として独自の方針や指針は定めておりませんが、文部科学省が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」、道教委が策定した「HOKKAIDO不登校対策プラン」などを踏まえつつ、児童生徒一人一人の不登校の要因把握に努めること、児童生徒およびその家庭と安心できる関係を構築することを重視しながら、復帰支援と学びの保障に取り組んでおります。

また、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の心身の安全安心を第一に考え、将来を見据えながら、その時々々の成長段階に応じて、今、必要な支援を行うことが重要であると考えております。

次に、不登校になった場合の児童生徒に対する具体的な取り組みですが、児童生徒それぞれで対応は異なりますが、主な対応としては、学習プリント等の配付、課題データ等の送信、AIドリルを活用した学習を行っております。また、オンライン授業も実施可能な体制にはありますが、児童生徒本人に取り組む意欲が伴わないと実施が難しいため、ほとんど実施できていない状況です。

また、校内教育支援センター機能として、小学校では「ホッとルーム」、中学校では「サポートルーム」を設置しており、教育相談員または教員が常時授業に参加することが難しい児童生徒の居場所づくりや相談対応にあたっております。

次に、不登校になった場合の家庭への具体的な支援ですが、まずは、担任等が家庭訪問や電話連絡等により意思疎通を図り、状況を把握することを基本としております。その上で、家庭での子どもへの関わり方や生活リズムの整え方に関する助言、必要に応じて相談機関や医療機関の紹介、家庭環境に課題がある場合には、役場保健福祉課とも連携を図りながら、保護者の心理的負担を軽減するよう柔軟な対応を心がけております。

また、希望者には、教育相談員が面談を行ったり、本年8月からは新たにスクールカウンセラーとの面談も実施しているところです。

次に、今後において不登校になった児童生徒の居場所をつくる考えはないかということですが、文部科学省が推進する教育支援センター機能を持つ居場所づくりの取り組みにつきましては、オホーツク管内でもある程度人口規模の大きな市町において設置されていますが、津別町としては今のところ考えておりません。

理由といたしましては、オホーツク管内の他市町の状況を参考にしますと、不登校児童生徒が当該施設に実際に通う割合は必ずしも高くないものと考えられ、津別町ではそもそも完全不登校の児童生徒が少ないことから、利用が見込めないものと判断しています。

また、何とか少しだけでも登校できている児童生徒が当該施設に通うことにより、かえって学校への登校がしにくくなることも懸念されます。さらに、想定される利用人数が少ない中で、教員免許や臨床心理士等の有資格者を確保することは困難であると見込まれることから、現時点では設置・運営は難しいものと考えております。

なお、校内教育支援センター機能を担う教育相談員の配置につきましては、現在は小・中学校合わせて1名体制となっておりますが、新年度からは各校に1名配置し、支援体制の強化を図る予定であります。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 55 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2 番、篠原眞稚子さん。

○2 番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 先ほど、それぞれの項目について教育長から答弁をいただきました。

その中で、不登校の現状というふうなことでお話があったのですが、1 年前にも聞いて、ほぼ不登校の小学校、中学校の人数というのはあまり違いがないかなというふうに思ったんですけども、小学校、いわゆる文科省というか、そういうところから不登校の状態にある子はこれぐらいの数であるというのから見ると、依然としてちょっと津別は多いのかなというふうに思います。4 月の段階で小学校は 145 名だったかと思いますが、小学校は 60 人に 1 人というふうなものが出ておりました。中学校はさらに不登校が多くなるようで、17 人に 1 人というようなことで、ちょっと割り返してみても津別の数字は多いのかなというふうに思いましたが、不登校だとか準不登校というのもあるということで、どの時点の数字をとるかということで、もしかしたら多いのかと。先ほどの答弁の中にもありました、深刻というか、完全不登校という言い方をされるのかどうかはわかりませんが、そういう数はそう多くないというふうなことなのかなというふうに理解をしております。

前回から見ますと、いろいろ手を打たれているなというようなことも実感として持ったところではあります。

1 番目の現状ということで数の話がありましたので、それはそのまま受け止めていきたいと思いますが、準不登校とかという子も含まれているのかどうかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。私が調べたところによりますと、その不登校が 30 日の休みということになります。準になると 15 日から 30 日未満というふうな定義がされているようで、ここは保健室に登校したりとか、あるいは早退だとか遅刻ですか、そういうのを繰り返しているというようなこともちょっと調べた中ではありまし

たので、そういう数字が含まれていれば、ここのデータの根本でもわかりませんが、それよりは、もう少し一般的に言われている小学校では60人に1人というような数字に近づくのかどうかというようなことなんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 答弁の中でもお話ししましたが、現時点の内容ということで、30日とか準というものは年度が終わってみないとわからないということなのですけれども、これまでの例でいくと、今説明した人数ぐらいで多分年度が終わっても、その30日かそれ以上というところが同じぐらいの数字になるのかなと思いますけれども、その準というか、その少ないところはあまりいないというか、大体今、言った数字の人たちは大体30日を超えてくるのかなということだと思います。

今言われたとおり小学校がちょっと多めで、中学校については全道、全国から見ても少し多いんですけどそれほど多い状態ではないと思うんですけど、一般的には中学校の小学校は半分以下ぐらいと言われているので、ちょっとうちの場合は少し多いのかなと思っています。

ただちょっと、うちの場合は145人ですけど、そのうち32人が特別支援学級ということで、この不登校の状態に近い児童たちの中でも、その特別支援学級に所属している人たちの4分の1ぐらいの人が不登校に近い状態なので、大多数の部分は、その特別支援学級の部分でもありますので、その辺と少しうちの町の場合は連動しているところがあるのかなという分析をしているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今のところでは、より不登校の中身というか状況、多い理由というか、そんなことも理解できたところではありますが、なかなか難しい問題かなというふうに思いますけども、先ほどの「COCOLOプラン」にもずっと影響してくるものかなというふうに思いました。

次の主な要因ということでも、先ほどいろんなケースのお話がありました。ここは結局、10人いたら10通りの症状というか原因というかそういうものになって、多分2人として同じ対応の仕方というのはないのだろうと思いますが、ここで聞くのか、ち

よっと次なのか漠然としてきてしまうんですけども、最初に不登校になったとか、不登校気味になった人にちょっとお話を聞く機会があって、何が一番困ったかというようなことで、重なる部分があるかもしれないんですけども、最初の段階で、「どこに相談していいかわからなかった」というようなことがありました。いろんな窓口は用意されているんだろうと思いますが、ここにも専門の先生とかも配置しているんですけども、最初にそういう兆しが見えた時に、「どこにもなかなか相談ができなかった」

「どこに行ってもいいかわからなかった」というふうなことだったので、低学年だったら、「保健福祉課に行って幼稚園の時からのお話とかもできるんじゃないでしょうか」とか、あるいは「もっと先生とお話をしたら」というふうなことを言ってみたり、あるいは問題ですが、学校に行けなくなった原因が、もしかしたら先生にあるので相談ができない。「なら、教育委員会とかいろいろ選択肢があります」というふうなことはお話しさせていただいたんですけども、「どこにどんなふうな形で行っていいかわからなかった」というような話がありましたので、あまりこういう所で相談を受けますという広報をしたりすると、また違う心配な面も出てくるのかなということもあったのですが、そんなような話をされていたので、原因の中で一つお聞きしてみましたので、答えがあったら教えてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） いろいろ相談しにくかったり、いろんなことがあると思うんですけど、まずは学校の担任だと思っんです。その中で担任から教育相談員なり教頭、校長、管理職、養護の先生なりいろいろな方と学校内で相談しながら、その後、教育委員会、保健福祉課とか外部につながっていくということなので、まずはその学校の担任と意思疎通がとれていない場合はそうなるかもしれませんが、まずは学校が対応していくということだと思っています。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 一義的には学校というのは当たり前のことなのかもしれないんですけど、そこに行けなくなったということなので、いろんな相談の仕方というか、学校も担任の先生でなくて、今、そこに相談員の先生方とかそういう方がいるので、学校が1人の子に対して担任だけではなくてチームをつくって対応

できるような体制がとられたほうがいいのかなどというふうに思いますので、そんなようなところをお願いしたいというふうに思います。

学校での取り組みの話の中に、いろんな取り組みをされていたり、専門の方を配置されているような状況も今お聞きしましたし、それから中学校のサポートルーム、小学校のホッとルーム、そういう特別なところもあるというふうなことです。そのところの、常時そういう子どもがたまたま登校したと。不登校ですから来ない日もありいろいろだと思うんですけども、不登校の子が学校に行った時に「いつでもどうぞ」というか、開かれているような状況だというふうに認識されていますか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 先ほども言ったとおり、それぞれその児童生徒によってさまざまですけど、例えば給食の時間に来て、ちょっと勉強して帰るとか、1、2時間来て帰るとか、特定の科目だけ来て帰るとか、いろいろな子どもがいて、各家庭と、それぞれの児童生徒と担任が意思疎通を図って進めているということで、開かれていないということは今はないと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 事前に教育長ともいろんな不登校についてのお話を聞きました。なかなかこの誰が踏み込んで手当をするかということも非常に難しいんじゃないかなということも考えているんですけども、不登校になったお子さんと、それから家族の方って、やっぱりなかなか家から出られなくなっているような状況なので、どこかに出てきてもらえるような場、学校以外でもそういう場というのは必要かなというふうに思いました。

いつでも家族としか話をしないということになると、これから先が長いわけです。小学校、中学校に行くと。あと社会人になったりという中で、家族とのコミュニケーションがしないというふうなことになる、そういうことが心配であるというふうなお話も聞いておりますので、何とかほかに行けるような場というふうなことも、私は大切なんじゃないかなと。

まず今は、学校でそういうサポート教室だとかがあるということなんですけども、それ以外に何か定期的に全体に呼び掛けることはなく、およそ限定されるだろうと思

いますので、そののところを、ちょっとそういう方のみにお知らせできるような方法というのが現実問題としてとれるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） もうどこの質問の部分なのかわからなくなっているんですけど、今のだと、もう最後の居場所づくりみたいなところに入ってきているような感じでいいでしょうか。

先ほども言ったとおり、例えば文化祭でありますとか、学校遠足とか修学旅行とか、そういう宿泊研修、例えばそういうものだけでも出て来られないかということで話しかけて、そういうのだけに出てきたことをきっかけに、少しだけ出て来られるようになったりとか、そういう例もあります。

先ほども言ったとおり、ちょっと小学校の場合は特別支援学級に所属している児童がかなり多いものですから、その発達支援の部分でありますとか、そういう部分もいろいろありまして、その面で教育相談員と親も含めて相談したり、今年からはスクールカウンセラーの方にも来てもらって、親御さん、子どもと面談したりもしながら、そして発達支援事業も使いながら、作業療法士の先生ともお話しするとか、そういう中でやっているんですけども、その場所をつくったからといって、その子たちがそこに行けるかどうかというのは、ちょっとまだこれから別の課題になってくると思いますし、中学校の場合は、先ほどの答弁もありますけれども起立性調節障害という子が半分ぐらいいて、どうしても朝起きられないという子が半分ぐらいいまして、その辺もいろいろな病的な部分と精神的な部分もいろいろ混ざって難しいということもあります。

現状、小・中合わせて2、3人、あまり来られていない感じの児童生徒がいるんですけど、その子たちが今、学校以外の場所、別の場所をつくったとして行けるかどうかというと、ちょっと私の判断としては難しいのかなということもありまして、もうちょっと大きな市町レベルでいきますと、日に5、6人来るということもあると思うんですけど、うちの町でいくと、ほかの居場所づくりというのは躊躇するところかなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原真稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　全部関連性があるって、なかなかここで具体的に聞くというのは今やり取りをしてみているいろいろ感じているところなんですけれども、最終的には子どもというのは、親から離れて社会人になった時に自立していけるようなものを、どこかの段階で少しずつ、少しずつつくっていかなくちゃいけないのかなと思った時に、先ほど1回目の答弁の中でも、それぞれ具体的にやられている項目については、もちろん引き続きやっていただきたいなというふうに思っています。

その中で本当に心配だったとか、一部聞いている声なんかを織り交ぜて聞こうと思っていたものですから、あっちに行ったり、こっちに行ったりというふうになってしまったのかなということなんですけれども、国も結局、居場所はあれなんですけれども、学校にも、それから家庭にも、具体的にこんな対応をしているということを1回目の答弁で示していただきました。その中で居場所というところまで飛んで行っているの、その話では、ここに今のところは学校でやっているサポートルームとか、そういうところを中心に、ほかではなかなかできないということなんですけれども、結局、集団というか数が多ければ、そういうことを設けられるけれども、1人ならなかなか難しいとか、あるいは1人の子を別な所でどうこうするというようなことも難しいんだろうなというふうに思いますけれども、不登校の欄を調べてみると、もうすごくフリースクールの宣伝がいっぱい出てくるんです。そういうような中で、そこに居場所を親子で求めたのかどうかわかりませんが、そこはほぼ自由に、もし学校の勉強が遅れているようであれば、そういうのを主眼にしている何々フリースクールだとか、勉強が嫌だったらやらないで、みんなと仲良く遊ぶことができたらいいんだみたいなふうになればそういうようなことで、本当にその子の自由意志でやっているところの商業みたいのがどんどん出てきます。居場所の一つとして美幌にもあるので、美幌のもネットで調べてみたんですけども、津別で1人行っているかな、行っていないかなというふうなお話だったかなというふうに思いますけれども、これは費用もかかったり、それから遠くであるというようなこともあるので、私はそんなに簡単にいけないんじゃないかなというふうに思っていて、調べる中では、村というか、やっぱり小さな町でも教育にというようなところでは、学校が嫌で行けないんだから、それ以外の所で居場所をつくっているというところがありました。1人か2人ではなくて、

そこではいろんな人が町の中に一つ借りて、自由にどうぞみたいになっているようです。そこに行くとも小学生がいたり、中学生がいたり、小・中と限定で調べたので、それ以上のことは書かれていませんでしたけれども、そうすると、その中でいろんな勉強のほうに向いていたり、いろいろするというようなことなんかもあったので、現状6番目の質問では、なかなか今はできかねるというような、今後はわかりませんが、なかなか難しく、それは学校の中でなんとか専門員も交えながら、登校できるような仕組みとか、そういうものをつくっていききたいというようなことをおっしゃったかと思いますが、現状、津別でそういうふうになって、フリースクールを利用している子、あるいは十分な義務教育を受けられなくて、北見にある夜間の中学校とか、そういう所に通われている子、あるいは通信か何かでやっているところもあるかなと思いますけど、そういう子どもたちがいるかどうか。あるいは現状を押し返していればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 美幌のフリースクールと北見の夜間中学がありますけれども、美幌のフリースクールに通っているということを知ったことはありません。北見の夜間中学には行けたり、行けなかったりだと思うんですけども若干通っている子はいます。そこら辺も民間でやっていることで、夜間中学の場合は完全ボランティアの方々がやってくれて、そこに結構行って、それも学校としては出席扱いにしながら、一定の効果があるのかなというふうに思っております。

フリースクールについても行けるといふ子がいれば、こちらとしてもいいことかなと思うんですけど、なかなか美幌にあるところで、またそれなりのお金もかかったり、いろいろな条件もありますので、それは、こちらとか学校が薦めるものではなくて、それぞれ家庭、親が判断してもらいたいかなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] ここでもお金の問題があったりいろいろで、行けたり、行けなかったり、近くにあったり、なかったりとか。そうすると、田舎で生活していくということは、そういう面でも、ちょっと大げさに言うと、なかなか都会だったら、もっと自由に受けられるサービスというかが受けられないでいるという

ようなところもどこかで知っていただいて、できるだけ学校が①ですけれども、そうでない子を家から出してというか、出てきてもらう場、それは必要かなというふうに思いますので、今後の中で検討していただきたいと思います。

今、もう一つ問題かなと思うのは、保護者の意識というのも随分変わってきていて、私たちの時代だと、もう古臭いから言う必要もないんですけれども、学校ってあまり休まないで、少々具合が悪くても行くものだというような中で生活してきて、その時代を過ごしてきているので、なかなか理解できないところもあるんですけれども、「無理して行かなくていいよ」という空気というか、そんなふうに考えている保護者の意識というか、そういうのも随分変わってきているんだというようなお話もありました。

そうは言いながらも、実際に不登校になっている人たちって、なかなかいろんな意味での情報交換ができなくて、例えば福祉やなんかの面で、介護だと介護をしている人が集いみたいなのがあって、お互いに話し合えたりするというんです。けど、不登校の場合、当事者というんですか、当事者とその家族というか、当事者と親とがなかなか一緒に話し合うことができない。できないというか、そういう状況にもなくて、なかなかそれぞれになってしまっているというような話もお聞きしました。それは行政が呼びかけることなのか、どうなのかなというふうにも思うんですけれども、介護とか、あるいは障がいを持ったお子さんなんかの場合は、やっぱり当事者の集いだとか、その親の集まりだとかがあって、そして「うちはこうなんだけど、こんな場合はどうしているの」というようなお話し合いがある。それで何かヒントを得るというようなこともあるというふうな、不登校以外のところは、そういう場面に出席したこともあるので、なるほどというふうに思っていました。

なかなか、これも結構、不登校というレッテルを貼ってしまうと、いろいろ問題があるのかなというふうにも思うんですけれども、やっぱりそんなところで一緒に話し合う、一緒に解決策というかそういうのを何らかの形でできたらいいんじゃないかなというふうに、そのことから私は感じたので、どこがということはなかなか言いづらい面もあるんですけれども、ぜひ、そういう情報交換をできる、あるいはお互いに聞いたら、10人いたら10通りでなかなか大変というようなことで、この範囲だったらこまではこうだったとか、そういう話のできる場というか、そういうものもあったら

子どもや親たちはもうちょっと生きやすいのかなというふうにも考えるので、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 最初のほうにあった不登校児童生徒に、今、無理して来なくていいよという風潮がという話もあったのですが、今だんだんそういうことになってきて、高校含めて通信の高校に行くとか、そういう選択肢もたくさんありますし、無理して今、学校に行く時代ではないということは私も考えて理解しているところです。それぞれの子どもたち、児童生徒によってそれぞれの進め方、やり方、いろいろなことがありますので、無理して学校に絶対来るのが正解ですよというようなことはないなというふうに私も思っております。

それから横のつながりですけれども、私の感覚でいくと、そういったお話し合いの場をもってもらいたいと思っている児童生徒の保護者の方は少ないのかなと思っています。もし圧倒的に、そういう保護者の方たちからそういう大きな声があって、そういう横のつながりとか、そういう情報交換ができる場がほしいという雰囲気になれば、実現可能かもしれませんが、それよりも自分の子どもの今の状態、それから、できれば学校に行ってもらいたい。学校の教育相談員とか先生とか、カウンセラー、スクールカウンセラーとか、そういうところに相談しながら、自分の子どもを何とかしたいというところに集中している親の方が多んじゃないのかなと、私の認識としては思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん）〔登壇〕 私がもう一つ、SDGsの「誰一人取り残さない」というか、それはいろんな場面でよく使われているということもあって、人数だけの問題ではないんじゃないかというふうに思っています。3人だからできるとか、10人集まらなきゃだめというか、そういうことではないんじゃないかなというふうに思っています。

よく使われる伴走型支援とか、いろいろなことがありますが、やっぱり、これだけいろいろなタイプの児童生徒がいるということですから、それぞれ最終的には一人ひとりの子どもの思いとか、あるいは親の思いというのを十分受け止めていただいて、少

しでも学校に行きやすいような状況づくりをお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育書。

○教育長（近野幸彦君） ということで、徐々にいろいろな取り組みを進めながらやっていますけど、何にしてもそうですけど、全てのことを全部できるというわけではありませんので、その中で取捨選択しながら、先ほどの教育支援センター的な別の場所のことについても、あるに越したことはないと思うんですけども、そういうものを全部進めていくと、いろいろな予算もかかりますし、人の手立ても必要だということで、やれるところとやれないところがあると思いますので、やれるところからしっかり一つずつ進めながら、ちょっとでも学校に来てもらえるようになるように進めていきたいと思っています。

実際、この間の取り組みの中で、何人かは学校に来られるようになった子もいます。今の段階で、ちょっと1日1、2時間しか来られないですけど、毎日来ているみたいな子も出てきて、いろんな取り組みがそれなりの成果になってきていることもありますので、これらは今までの取り組みも含めて進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、篠原眞稚子さん。

○2番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、教育長のほうからお話があったように、1日1時間でもというか、一般的に5時間とか6時間とか、朝の始業時から放課後まできちんと行けるのがあれですけども、そうでなく、少しずつでも登校できるようになっている子もいるというお話でしたので、できるだけその子どもや、人数がそんなに数の上で割合では多いんですけども、びっくりするほど、手当てできないほどの数ではないというふうに思いますので、担任の先生1人ではなく、チーム学校とかいろんなのがあって、やっぱりその子に何があるかわからないということで、事務職員の人も関わっているというようなところもあるように報道されているのもありました。ですから、たくさんいない津別町の子どもたちなので、できるだけ未来に希望の持てるような、そういう子どもを育てていてもらいたいなという思いで質問しましたので、ぜひ、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 先ほども話したように、新年度からは、今は小・中教育相談員が月、水、金と、火、木とそれぞれ交互に行ったり、来たりしている状態ですが、それを新年度、今のところ予算を認めてもらえる予定で、小・中それぞれに教育相談員を配置して、それぞれのサポートルームとか、部屋に配置するというので、その人たちが学校の中でコーディネーター役というか、そういうふうなことをやりながら、なるべく登校できるように進めていきたいと思っておりますし、今年8月から来てもらっている、道費で来てもらっているスクールカウンセラーの方ですけど、その人もやっぱり専門家なので、あちこちほかの町や市にも行ったりしているので、ほかの動向も含めていろいろな相談には乗ってくれる状態にありまして、ただ、まだ始めたばかりなので、聞くほうも保護者、児童生徒、教員もちょっと慣れていないところがあるので、これから慣れてきますと、またそういう相談も増えてくるのかなということで、それがもし、もっと増えてくれば、道費以外の町費の分もプラスということも出てくる可能性はありますが、今のところ来年も含めて、なるべくその部分も含めて進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 次に、4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 ただいま、議長のほうから発言のお許しをいただきましたので、先に通告の一般質問2項目につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

1項目目でございますけれども、町長の政治姿勢についてということで、町長は5期目を迎えられて、あと残すところ1年でございますけれども、町長の町政方針に対する所信について、7項目の公約をもとにこれまで「まちづくり」を進めてこられたところです。残すところ、先ほど申し上げた残任期間1年ではありますが、次の2点についてお伺いします。

1項目目、6項目の公約については、おおむね実施されたと思っております。

その中で、まだ七つ目、7項目を公約にしておりますけれども、一つの部分につきまして、「まちの憲法」とも言われております「まちづくり基本条例」の制定につきましては、まだ制定の目処が不透明であります。次の点についてお伺いしたいと思っております。

これまでの策定委員会の開催状況と概要につきましてはどのようなになっているのか。

それから、まちづくり基本条例の制定めどおよび制定する際には、住民参加による多様な意見を反映させることが特に重要になるというふうに思いますので、どのように形成を図るのか、お伺いしたいと思います。

二つ目の、来年11月には任期満了に伴う町長選挙が実施される予定となっておりますが、勇退されるのか、または再出馬されるのかの表明時期についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それではお答え申し上げます。

はじめに、まちづくり基本条例策定委員会の開催状況と概要についてですが、令和5年5月16日に地方自治研究の第一人者である北海道大学名誉教授神原勝先生をお迎えし、将来の津別町を話し合い、思い描いた町を実現させるため、住民、議会、行政のそれぞれの役割と責務を確認し、明文化した「まちづくり基本条例」を制定すべく、キックオフ勉強会を開催いたしました。

これをスタートとして、住民、議員、役場職員による「津別町まちづくり基本条例策定委員会」を設置し、神原先生にご出席いただき令和6年3月22日に初回の委員会を開催し、現在まで10回開催してきたところです。

策定委員会の議論の主な内容につきましては、第1に、条例の前文に掲げる「自然と共生するまち」「世代をこえた支え合いのまち」といった理念を整理し、第2に、町民・町・議会それぞれの役割や責務を明確化し、第3に、町民の「知る権利」と町等の「説明責任」として、情報公開や意見募集の在り方を示し、第4に、住民投票制度や総合計画との関係や附属機関の委員構成といった実務に関わる仕組みづくりなど、多岐にわたる検討を重ねてきたところです。

現段階におきましては、町民・町・議会の役割、情報公開、住民参加、住民投票、総合計画、付随機関の委員の兼務と年齢の基準などを盛り込んだ条例案の骨子がおおむね固まってきており、条文の表現整理と、関係する既存条例との整合を図っている段階です。

次に、まちづくり基本条例の制定めどと住民との合意形成についてですが、条例制定は令和7年度中を想定していましたが、思いのほか原案作成に時間を要していることから、私の公約との関係も踏まえ、令和8年12月の策定を目指したいと考えております。

町民との合意形成を含めた今後の進め方につきましては、最初に、策定委員会での議論内容や条例案の骨格をわかりやすく説明した資料を、町のホームページや広報誌で公開します。

あわせて、まちづくり懇談会を兼ねた住民説明会や意見交換会を開催します。平日の夜や休日など、参加しやすい時間帯を工夫するとともに、地域ごとの会場開催に加え、オンラインも活用しながら子育て世代や働いている方々をはじめ、多様な方からのご意見をいただきたいと考えております。

さらに、最終案をもってパブリックコメントを実施します。出されたご意見につきましては、その要旨と町の考え方を整理し公表します。

また、議会との十分な意見交換を行います。住民の皆さまからのご意見をふまえ、二元代表制のもとでしっかりと議論を行い、これまで津別町になかった全ての条例の大本になる条例を策定してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご協力を切にお願いするものであります。

次に、令和8年12月22日をもって町長としての任期が満了しますが、その後の進退につきましては、これまで同様に当該年の6月議会と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 まちづくり基本条例について再質問させていただきたいと思います。

昨年の3月から、これまで10回ほど開催をされたという報告をいただいたところで、当初より、ちょっと策定のスピードが遅いように感じられますけれども。そこで、この策定委員会の委員につきましては、10名ということで条例ではうたわれておりますけれども、議会と町と、その他一般町民だと思っておりますけれども、策定期間が2年、3年となると、策定委員会の委員の方もどういうことで町のほうで選定して選ばれたか

わかりませんが、当初の策定委員の民間の方が、そのままずっと3年間続けていて、策定の制定まで確認ができるのかどうか、状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 今、策定委員の方々についてのご質問だったと思います。策定委員の方々につきましては、条例では10人というふうになっておりますが、今現在8名の方を任命いたしまして、1名の方が個人的理由をもって離脱しております。現在7名の方で策定委員会を開催させていただいている状況にあります。

そういった中で、今、議員のほうからありました、最後までというふうなところがございますが、この間、10回の策定委員会の中で、当初から神原先生の学習会等々を重ねてきた方々でございますので、そのままの形で、その経験をもとに委員として継続していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） [登壇] この策定につきましては、今お答えいただきましたけれども、なられた方も3年間に及ぶ審議をされるわけですから、非常にご苦勞も含めて大変だと思います。

そこで、町長が5期目に就任した時に、この所信表明含めて、このまちづくり基本条例を四つのタイプで考えていると。その中の一つ、進めたいのは住民自治型条例にしたいと。そういうふうにお答えいただいております。そういう中身で町長の考えている住民自治の形の条例に沿って進めてこられたのかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのつもりで進めているところです。

神原先生からもご助言をいただいているところですが、この間、今から25年前になりますか、ニセコ町さんから始まっておりますけれども、多くの自治体で名称はさまざまですが、条例がつくられています。代表的なものについて、まずはちょっと目を通してほしいということで、全部の策定委員さんは、いろいろ渡された先

生からの資料、それらに目を通してきたところですが、先生のほうから、これから新しくつくる上で、「何か全く新しいものをということではなくて、先行している所の素晴らしいところは、どんどん真似していいんだよ」ということで言われています。そのところを受け止めて、ただ、その中で何か津別らしさというのは、例えば先生の言葉をお借りすれば、10あるもののうち、九つは似たようなものであっても、1は何か津別はそういうふうにするんだというのを、何か特徴が一つほしいという、そういう言われ方をされておりますので、それは策定委員さんの皆さんの頭にも入っているところでありまして、それを今、どういうふうな方向にもっていくかというのを話がされているところです。

それと、少し時間が延びたのは、この間に、実は私もそうですし、先生もちょっと体調を崩した時期がありまして、そこで委員さんのほうも気を使っていたのかなというふうにも思ったりしているところです。ですから、私も復帰しましたけれども、日程もいろいろかち合わなくて、私にあわせなくて全然構いませんからということで、どんどん進めていってくださいということでお話をさせていただいているところです。出られなくても内容については議事録がありますので、それらで承知することができますし、できるだけこれからも参加して、皆さんとともに一緒に進めていきたいというふうに思っています。

あわせてこの間、実はご承知のとおりまちづくり懇談会のテーマ、今回二つ、その中の一つに、まちづくり基本条例の策定についてということでお話をさせていただいたんですが、まだ案となる情報を皆さんにお示しできないでいることもあって、興味をもっていただいている方は発言の中からよくわかりました。そういうものはやはり必要だよなというお話のほうが多かったように思いますけれども、中には、議会と町長というところの二元代表制でしっかりやれば、あえてこういう条例は必要ないんじゃないかと、そう言われるOBの方もいたりしたわけですが、でも、おおむね、やっぱりその条文ができるのを待って、そしてそれに目を通して、また説明してほしいなということでもありますので、それに向けて準備を進めていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君）〔登壇〕 この住民自治型の条例ということで、町長はそれを肝に銘じて進めてこられたということをお話いただきましたけれども、それからすると、11月、12月にかけて、まちづくり懇談会でさわりの部分を多分懇談したと思いますけれども、この住民自治型のまちづくり基本条例につきましては、特に重視されるのは、町民と行政が情報を共有して、協力し合いながらまちづくりをやる。そういうのが基本的な住民自治型条例の中身だと思います。これまでの町からの情報の出し方については、どこまで進んでいるのか、何をやっているのか、あまり情報が伝わらないという状況で、これまで去年の3月からやっているんですけれども。できれば、10回もやったんですけども、これからは、この情報をその都度流して、町民に情報を共有して理解を得ることが重要ではないかなと思います。私どももいろいろ聞かれるんですけども、話しするものがないんです。どこまでやっているのか、何をやっているのかさっぱりわからない。そういうことがありますので、もうあと1年しかないので、ぜひともいい条例をつくっていただきたいと思いますけれども。そこを一番大事にして進めていただきたいと思います。

この住民の合意を得るということですが、このお答えの中では、まちづくり懇談会や意見交換会というご答弁をいただいておりますけれども、通常であれば町長のまちづくり懇談会というのは、来年の11月か12月になると。切羽詰まってやられるのか、早くまちづくり懇談会をやるのか、それについてお伺いしたいのと、この意見交換会というのは、どういう形でやられるのか、それについても具体的に考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（迫田 久君） 今の、どのような形で町民と合意形成をとるのかというふうなところでございますが、まず、まちづくり懇談会の中でも、これらについてどういう形で町民の意見を吸い上げるんだというようなご意見をいただいているところでございます。それにつきましては、この条例の原案ができたところで、ここにも書かせていただいているとおり、わかりやすい資料をもって、このまちづくり条例だけで町民の皆さんと意見交換会を開いていきたいと考えております。そういったところでご意見をいただきまして、答弁書にあるとおり、それをまた中で揉みまして、

また皆さんのほうに返していくというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 来年のまちづくり懇談会は、当然のことながら、10月、11月で今まではやっていたけれども、少し早まるというのは当然のことだと思います。情報発信のほうは、私も役場職員から町長になっていきますけれども、入職した時から見ると、今は飛躍的に情報発信は多くなっているというふうな認識を持っています。ただ、それを受け止めていただける町民の方というのは、やっぱり興味をもって受け止められる方ももちろんたくさんおられますけれども、やはりこの間見ていて、自分に直接関係のあるものについては非常に興味を持って、さらにもっと情報をというふうなことになるんですけれども、自分と直接あまり関わりのないことについては、いくら出しているも見えていただけないし、聞いてもいただけないということも随分感じてきたところなんです。

そういう中で、一方で、それでいいのだろうかということも今一度また考えていくというか、この条例の下で。ですから町民、町、そして議会、それぞれがこんな役割を持って、こんな責任を持って、そして、ともにまちづくりをしていくんだと。そういうルールをちゃんとつくっておいたほうが、後々いいのではないかなということの考え方で進んでいるということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 まちづくり懇談会を兼ねた住民説明会を早めるということで、できればあまり遅くならないうちに。これを開かないでやると、最後つまっていきますので、十分な合意形成が得られないのではないかなというふうに思います。

そこで意見交換会を先ほどどういう形でやるのかということで、明確なお答えがなかったんですけども、住民自治となると、やはり町に四十幾らの自治会があるんですけれども、やはりその自治会を大事にした形の意見交換会なるものか、説明会なのか、どちらになるかわかりませんが、ぜひとも開いて、地域ごとにある自治会の、ある程度合意に向けた説明会を開催していただきたいというふうに思います。

それで、最終的に12月に町長は任期ぎりぎりに12月議会だと思えますけれども、そこにおいて制定したいというお答えになっておりますけれども、12月、任期ぎりぎりの時に制定する、少し感じるころぎりぎり、切羽詰まっているなと思えますので、できれば前の9月の定例会でもできる形に進めていただければと思います。

もう2年幾らも進めているということからすると、あと、詰めの段階しかないのではないかと思います。

私の期待するところでは、ほかの町がかなり前からまちづくり条例を既につくっております。津別町は、町長5期目でこれを公約に出したのですけれども、特にそれらしい特徴のあるものかなということ町民は期待しておりますので、そういうふうの一つ、出来れば早い時期から情報を流しながらいいものにしていただきたいと思えますので、再度考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自治会含めて、当然自治会とも例えば役員の方たちとお話をするだとか、そういう形もいろんな形を計画していかなくてはいけないのかなというふうに、とにかくつくったものをご意見をいただく場所ということですので、それらをしっかりつくっていきたいと思えますし、今のところ、どんな形でというのは明確に定まっていませんけれども、まずはその前に案文、それができないことには話にはなりませんので、そこに全力を挙げていきたいというふうに思っています。

それが順調に進めば、12月でなくて9月議会というのもあるのかもしれませんが、あまりまたどんどん急いで日程ありきというのもちょっとどうかというふうに思えますので、それは、これから鋭意、策定に向けて努力をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君）〔登壇〕 それでは次、来年12月22日で町長は任期満了ということで、多分、その前の月の11月には町長選挙が行われるかと思います。それで先ほどお答えいただきました、6月議会と考えておりますと。進退について6月議会ではっきりさせるといってお答えをいただいたところです。なぜこれを聞いたかということ、私が4年前に、町長が5期目を目指す時に議会で質問をしております、その時には、秋までにいとお答えをいただいたので、今回は6月という、はっきりした早い時期に町長の考えを述べられるということでございますので、おそらく早く町長が態度を表明するという事は、いろんな意味で町民のほうも安心するのではないかなと思います。

次の項目について質問させていただきたいと思います。

畑地かんがい整備事業の推進について質問したいと思います。

この関係につきましては、私、令和4年3月の定例会でこの関係について質問させていただいております。

津別町の畑地かんがい整備事業の推進について一般質問を行っておりますが、これは令和3年に今年と同じような高温干ばつの影響を受けて、災害を防ぐ対策として取り組むべき事業の推進について質問をさせていただいたところです。

今年も同じような状況となって、津別町の農業は相当な痛手を被っております。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

1番目、令和4年3月定例会で町長は、水利権など厳しい状況にあるが、既存水利権の水田かんがいと工業用水の活用ができないか研究してみたいとお答えいただいております。

どのように、その後研究されたのかお伺いしたいと思います。

二つ目、今年のこの高温干ばつによる農業生産への影響について、どのような結果となったのかお伺いします。

三つ目、隣町美幌町では現在、国営かんがい排水事業と道営事業（畑総）ですが、これが「網走川中央地区」で行われているところです。岩富地区に隣接する美和地区に頭首工を設置し畑地かんがいの施設整備事業を進めておりますが、津別町もこのよ

うな事業の取り組みができないのか、お伺いしたいと思います。

四つ目、この災害の当面の対策として、現在、営農用の水道料金が50立米まで1カ月あたりの基本料金が6,704円となっておりますが、この災害という緊急的措置として100立米まで200立米までとか段階的に超過料金を設定して低廉な料金でこれを活用して、干ばつに対する影響を少しでも抑えられるようにできないのかお伺いしたいと思います。

5番目の耕地の保水力を維持するため、バーク堆肥の活用が有効と思われませんが、これを活用するため、購入費用の一部に補助をすることができないのか、このことについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それではお答えいたします。

はじめに、令和4年3月定例会でお答えしました、既存水利権の水田かんがいと工業用水の活用についてのその後の研究結果についてですが、既存水利権の活用は、権利内容の用途変更が必要であり、その変更にはほぼ新規に取得することと同様の手続きが必要とされています。加えて新規取得自体も現状困難となっております。

また、美都から取水していた工業用水は、管路等の施設が老朽化したことから、高台配水池を新設した際に管路を閉塞しており、原状では活用できない状況となっております。

次に、今年の農業生産への影響についてですが、先の9月定例会において、高温少雨、干ばつの影響を受け、小麦は細麦傾向で収穫作業を繰り上げて実施したこと、玉ネギや馬鈴しょも小玉傾向で収量は平年を大きく下回る見込みなどを行政報告したところです。その後の津別農協からの資料によりますと、前年対比収量は、小麦が68.4%、玉ネギが43.6%と低く、てん菜は92%でしたが糖分が低くなっています。また馬鈴しょは加工用やデンプン用とも一定の収量はあったものの、小玉比率の上昇とデンプン比率の低下、変形、二次成長などが見られたとされています。

この結果、収入低下を招き、一部にセーフティネット資金を借り入れる農家もいるなど、全体的には高温干ばつの影響が出たものと承知しているところです。

次に、畑地かんがい施設整備事業の取り組みについてですが、事業の推進にあたっ

ては、国営事業および道営事業のいずれも水源の確保、必要な水量の確保が採択要件になっています。そのため、新たに水利権を取得するかまたは新たに水源を確保できるかが大きな課題となっています。

先月開催された恒例の津別町農協との意見交換会においても、美幌町で進められている事業や津別町内での試算資料をもとに要望を受けたところですが、今後とも将来の課題として継続して協議することとしたところです。水の確保が大きな課題となりますが、農業者や関係者とともに知恵を出し合いたいと考えております。

次に、営農用水を異常気象の対策として、低廉な料金設定で活用することについてですが、営農用水の水道料金は、安全で安定的に水道を利用できるよう適正な価格設定に努めています。

これまでの営農用水の利用状況を見ますと、農薬散布が時期的に集中することや、散布機械の大型化により一時的に水道使用量が倍増し貯水量が低下するなど、水道の安定供給に支障が出る恐れがあるため、しばしば使用制限をお願いする状況となっています。

営農用水をさらに低廉な料金で利用しやすくすることで、異常気象にも強い安定した生産につなげたいところではありますが、今後の水道施設の増強なども難しく、他の手段をもって取り組まなければならないものと考えております。

次に、パーク堆肥の購入費用の一部補助についてですが、このことにつきましても、津別町農協との意見交換の中で要望として出されました。畑は堆肥を散布することにより土壌の保水性と健全性、収量の安定性に効果があります。しかし、昨今の物価高騰や本年の収入低下から、これまで堆肥を散布していた農家の買い控えの状況などもお聞きしたところです。

このため町としましては、今回の国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、堆肥購入費用の一部を支援したいと考えております。詳しくは明日の全員協議会にて説明させていただきますが、今年度に津別町堆肥製造施設から購入された堆肥に対し、1立方メートル当たり400円の助成を行うものです。一時的な助成ではありますが、高温干ばつ対策の一助となる堆肥の散布について、保水力や地力の向上のみならず、循環型農業や持続可能な津別農業の基盤づくりのため、関係機関と協力

し堆肥の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君）〔登壇〕最初に、昨年的一般質問の関係につきまして、お答えいただいたところですが、美都の水源から工業用水を引っ張っていたんですけれども、この管路施設が老朽化して管路が使えないということで、一般的に飲んでいる水、それに工業用水を切り替えたということだと思います。

ところで、その美都から取水していた工業用水というのは、いつこういう状況になったのかお伺いしたいと思います。

私が令和4年に質問した時には、まだ稼働していたのか、もうだめだったのかわかりませんが、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（中橋正典君） ただいまの工業用水はいつから出なくなったのかということなんですけれども、令和4年度の末ぐらいから出なくなってきたというふうに聞いております。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君）〔登壇〕わかりました。

このことについては、3年たって何ら研究が進んでいないというふうに私は感じております。

次に、2番目の農業生産の影響についてお答えいただいたとおり、特に小麦と玉ネギの影響が非常に大きいと。令和3年の時は、これまで減収にはならなかったというデータが出ております。

特に、津別町の主力産業である玉ネギが43.6%という5割を切る前年対比ですが、非常にこの影響が大きいと思います。町の税収も当然下がることだと思いますが、特にJAつべつにおきましては、この影響というのは非常に経営体的に大きな影響を被るなというふうに思います。

そこで、今日初めてこの数字を私答弁でお聞きしたんですけれども、この災害というのは、令和3年にやって、令和7年と、来年来るかもしれないし、何も定期的にく

るわけではないと思います。そういうことからすると、これだけ影響を被る状況になると、津別の農業も衰退してくる状況になるのではないかなと思います。

それで、今年の影響が来年に、その町の税金も農協の経営にも跳ね返るわけですが、それについて町長はどういうふうにこの影響の重さを感じているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 特に、こちらのほうも高温の状況になって、大変な状況になっています。私も農業公社のほうの理事にもなっているものですから、この間、会議に行きますと、北海道全体でいけばまあまあだったというお話を承っていますけれども、こちらのほうとしては異常な高温続きということで、なかなか雨が降らないという状況の中で、こういう結果になったなというふうに思っているところです。

これはやっぱり畑地かんがいをする上で、農協からも、何とかこれを津別の事業化したいということですが、農協さんのほうも町のほうも、そう簡単に補助事業に乗れるという状況にもないこともよく承知しているんです。国営農地の時にも計画してスタートするまで随分かかりまして、いざスタートという時に、ちょっと政権交代もあって、公共工事がぐっとなくなってしまったものですから、1年遅れになって、津別もさらに遅れてスタートしたという状況で、その後もきちんと農業予算が確保されるかどうかということで、組合長とも当時一緒に地元の代議士を通じて何度も地方要請に行ったりいろいろしてきたんですけれども、やはり進めているところ、北海道の中にも協議会がありまして、全体でやりましょうと、個別に行ってもだめなのということで、途中から協議会のメンバーとして参加させてもらっていますけれども、そのところを令和6年度に津別町はようやく計画どおり10年ということで卒業したんですけれども、次、待っている人たちがいっぱいいるんです。そこが次、順番、順番で次に上がっていくものですから、今度は工事の内容は違いますが、畑地かんがいについても、これから進めていく上で、来年、再来年、手を挙げたらすぐできるという状況にないというのも、また農協も私どもも承知しているところです。

それよりも何よりも水源の確保というのが、どうしてもあるんですかと、事業をやっても順番待ってもらえれば、いずれは回ってきますけれどもということになっても、

その水源の確保がやっぱり一番大きな課題になっているので、どうするかということ
を農協も含めて来年、再来年すぐということにはならないけれども、お互いにちよつ
と研究していきましょうという、そういう、やりたいということ为前提にしていま
しょうということにしているところです。

ちなみに、北見地区の定住自立圏の中に入っている町村の中には、やっぱり同じよ
うに非常にこの問題について困っているわけですが、美幌町さんは既に始まっ
てきていますけれども、ほかの町は、地下水に着目して、そこを何とかならないかな
というのを大学とともに研究しているというお話も伺ったりしていますので、そうい
ったところも他町村の情報も取り入れながら、農業は農業の持っている情報も取り入
れながら、実施に向けた協議を進めていくことになると思います。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） [登壇] わかりました。

非常に、この津別の主力産業である農業を持続可能な農業にするために、一つ町長
もできる限り努力していただきたいと思います。

そこで、3番目にお伺いした美幌町でやっている、国道を走って行ったら左側に工
事をやっているのが見えるんですけども、あそこの事業は国営事業で、もともと開
発が国営かんがい廃止ということで、もともと設備があったんですけども、それを改
修するために、最初に事業を考えて、そのうちに美幌の要請でかんがいを何とか取り
組んでくれないかということで、この事業がスタートしたというふうに聞いておりま
す。

平成25年に美幌町はこのことについて関係農業者が一致団結して事業を進めたいと
いうことから始まったというふうに聞いております。美幌町は、その前、10年も前か
ら、このかんがい排水、美幌は古梅ダムがあるんですけど、そこのエリアについては
ある程度カバーできるんですけども、ここの3地区については恩恵を受けられないと
いうことで、開発、それから上部関係団体に粘り強い要請活動だとか、相談をして、
ようやくこぎつけたと。その一つは水利権の問題だというふうに聞いております。国
営かんがい排水では水利権を美幌が持っていなかったものですから、それに開発に協
議して、何とか水利権をとということで、道営事業で各戸に給水できるように事業をつ

なげてきたというふうに聞いております。

津別町も、できれば息の長い取り組みだと思えますけれども、農業は、この先なくならないので、この網走川中央地区であれば、網走川上流地区という命名の元に、一つこの取り組みについて努力していただきたいなと思っております。

この関係につきましては、私もいろんな所に行って聞いてきたんですけれども、やはり今、地球温暖化で非常に環境が変化しているので、国も考え方を変えてきていると聞いております。従来の考え方では、町長答弁のとおり無理だというふうに感じるんですけれども、これを何とか、今これから気候変動でこういうことが再三起きるといふことになれば、開発、国を動かして、できれば取り組んでいただきたいと思っておりますので、もしこのことについて考えがあればお伺いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 津別のほうは国営農地再編整備事業、これを先にならんと続けてきて、今回ようやく終了したところなんですけれども、再編整備事業と畑地かんがいの両方国営で、二ついっぺんにやるというのはちょっと無理な話ですので、まず国営農地の整備が終わりました。YouTubeでも流しているとおり、農業者の方たちから、「やっぱり、やってよかった」ということで、「全然違う」ということを発言されていますけれども、そうでなければ町も結構な負担金を出して支援してきましたので、そうあってほしいなと、あってよかったなというふうに思っているところです。今度は次の段階に入っていきますけれども、これも大きな水という問題の壁もありますので、これらをどうクリアしていくのかというのを、また農協と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） [登壇] よろしくお伺いしたいと思っております。

こういう息の長いこれからの取り組みになりますけれども、この災害、干ばつと高温の災害はいつ来るかわかりませんが、多分もう2、3年後、また来年来るかもしれないけれども、これ当面の災害の対策として、先ほど質問した営農用水の利用について、今の簡易水道の料金の設定で見ると、先ほど申し上げたとおりの数字になっていますけれども、やはり営農用水を使って散水するということは、非常に何千立

米、何万立米という単位で、おそらく使うことになるんですけども、農家の人に聞くと、100立米を超えたら超過料金という形で設定されていると。ですから、この災害が起きる年、起きた年の措置として、いわゆる少し今の料金設定では何十万円も投資しなければならないということになるので、この緊急的に料金を設定してほしいということで申し上げたんですけども、水量が云々とか、いろいろお答えいただいたんですけども、それじゃあ工業用水を閉鎖して、今の料金表を見ると、工業用水の料金設定は7段階に設定して1,000立米からずっと1万立米まで設定されているんです。工業用水は8軒で今使っているというふうに、簡易水道の料金表に出ております。農業用水は86軒というふうに出ておりますけれども、一般の水と同じものを工業用水にバンバン使っているんですけども、今、令和4年前は工業用水を供給して、ある程度、美都から行ったのは丸玉さんとか、大量に使うところに供給したと思いますが、現在は、もう一緒くたに全部工業用水という名目ですけども、一般の皆さんが飲んでいける水と同じものを共有しているという形になっております。

農業はいいのかと、農業は、今までは農薬の散布とかそういうのに使って我慢してきたんですけども、今、令和3年、今年と、もう見かねて何十万円も金をかけて散水している人もおりますけれども、やはりその救済措置として、一定期間ですけど低廉な料金を設定して、幾らかでも災害を防ぐ手立てにしてほしいということでございますので、何とかこれについて取り組んでいただきたいと。

それで当然、夜間営業しない、工業用水を供給している工場とか、夜間使わないものですから、夜、一般の家庭もほとんど使わないと。そういうことを考えて、夜いかに水を貯めておく設備とか、そういうものを考え、事業の推進の一つとして取り組んでいただきたいと思いますので、これはぜひとも実現させていただきたいと思いますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（中橋正典君） 災害、高温対策のために、この水道を使えないかということなんですけれども、ちなみに、これまで水道設備を整備してきた歴史にも関わりますけれども、国の補助などを使ってこれまでも整備してきたところです。その計算方法としては、その地域に何人いてとか、家畜が何頭いてとかという基準の中で、大

きなものをつくれないうえきた。補助を受けるために、その数字を参考にしながら整備をしてきたというところで今までできております。

今、上里の取水の権利としましては1日5,000トンということで、今、許可をもらっているところです。それに対して工業用水も含めてどれぐらい使っているのかというところでいくと、3,700トンということで毎日使われているような捉えになっているところです。

私が調べたところによりますと、散水の機械については、1ヘクタールに100トンの水がいるということで調べたところです。1ヘクタールにどれぐらいの時間がかかって撒くのかというところからいくと、8時間ぐらいかかるということで調べたところです。というところからいくと、いわゆる水道管につないで、みんなが使いたい時というのは一緒になると思いますので、なかなか今ある管、今ある供給体制ではなかなか生活水に影響が出てしまうというふうに、現状の設備ではそんなふうに感じております。

先ほど言われたように、いわゆる使わない夜間水を貯めてはどうかということで提案があったんですけれども、それに対しても、いわゆる水がめというか、貯水槽をつくるとなると何千万円もかかるというふうに聞いておりますので、そこら辺も含めていろんな部分から考えていかなければならないというふうに感じているところです。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君）〔登壇〕 町のほうの、そういう状況はわかりますけれども、かんがい排水事業もなかなか難しいと、そうなったら救済する手立てがないということです。ですから緊急措置として、この営農用水を活用する方法をぜひとも考えてほしいということです。そういうことでお願いしたいと思います。

それから、5番目の最後の質問で、散水も必要なんですけれども、畑地の保水力を高めるという意味から、バーク堆肥、これは津別のバイオマス構想の中にもうたわれておりますけれども、使いたくても、農家さんとしては採算があわないというか、そういう形でなかなか使えないという声も聞いております。そういうことから、お答えでは、今年限りの救済措置で立米400円を助成するというんですけれども、今年だけの問題でなく、これは毎年こういうバーク堆肥を入れながら、保水能力を上げながら、

少々の雨でも耐えられるような畑地をつくらなければ、津別の農業はだめだと思います。

そういうことから、今年は400円、来年の2月までということになってはいますが、令和8年以降も、ぜひともこの問題については取り組んでいただきたいということで、このことについても、できるのか、できないのか、お答えが全然書いておりませんが、令和8年以降どうするのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） とりあえずは今回、今年の分について支援を立米400円というのを出したいなというふうに、そういう予算を重点交付金の中で上げさせていただければというふうに考えています。

今、堆肥が残って、売れないということで、買う人は買っているんですけど、その効果は、使っている方たちからは「非常にいい」ということを言われるんですけども、「価格が高いから、出ていかないのか」ということで、農協ともお話をさせていただいたところ、一定、農協も700円支援しているんです。決して普通の肥料から見ると、そんなに高いわけじゃないんですけども、補助を差し引いた後の数字を見ると、ただ、どんどん上がっていくので、肥料そのものも、それで肥料を撒かない人たちが出てきているということなんです。ですから、少しでもやっぱり肥料というのは大切なものですから、しかもいいと言われている、この堆肥を使っていただくようにしたいなということで、今回400円の助成をしますけれども、その後につきましては、その後、農協とうちの担当のほうでもいろいろ話をしているんですけども、まずは経営のあり方というところを、農協の中でしっかり検討してからにしますという、そういう話を担当同士でしているということでもありますので、そこを抜きにして、どんどんお金だけを出せばいいということでもないのではというふうに思いますので、ずっといいものを売れない状況というのは何なのかということも含めて検討を重ねて、もし、どうしても必要だなという判断に至った時は、400円かどうかは別にしても、町としても支援する形を考えていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 4番、山内彬君。

○4番（山内 彬君） 〔登壇〕 町長、この農業政策は町にとっても必要な政策だ

と思いますので、ぜひとも研究して力を入れていただきたいということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 次に、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] 議長より、発言のお許しをいただきましたので、先に通告をいたしました件につきまして、質問をさせていただければと思います。

質問項目は、外国人介護人材の確保についてでございます。

厚生労働省によると、外国人雇用についての届出情報の取りまとめによれば、令和6年10月末時点で、わが国における外国人労働者の人数は230万2,587人となっております。届け出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新しており、対前年増加率は12.4%と前年と同率であったとの報告がございました。

介護分野の特定技能外国人在留者数は、受け入れを開始した令和元年以降、継続して増加しており、令和6年12月末の在留者数は約4万4,000人であり、過去最多となっております。介護分野における外国人の労働力は、日本人の介護従事者が減少している中、既に奪い合いになっているとの指摘も出ております。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

一つ目、津別町における外国人介護職の受け入れた人数と定着率はどうなっているのか。

二つ目、介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生に、奨学金（年間370万円を2年間）を令和5年度までに3名、令和6年度で1名に給付したとのことだが、制度の見直しについてどう考えているのか。

三つ目、町が、外国人介護人材の定着率向上のため、取り組んでいることはあるのか。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 高橋君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それではお答え申し上げます。

はじめに、本町における外国人介護職の人数についてですが、令和4年4月から今年11月末現在、3事業所で13名の外国人職員を受け入れており、このうち8名が現

在も勤務しています。

定着率についてですが、町の外国人介護人材育成支援奨学金制度を利用した外国人の勤務は令和4年度から開始していますので、制度の受給資格である5年間の勤務にはまだ到達していないため、定着を判断する年数には至っておりません。

次に、外国人介護人材育成支援奨学金制度の今後の見通しについてですが、町内の事業所から人材不足解消のため外国人の受け入れ要望が毎年あり、町としましても有効な制度と考えていますので、引き続き東川町にある外国人介護福祉人材育成支援協議会と連携し、この制度を継続して実施していく考えです。

次に、外国人介護人材の定着率向上のための取り組みについてですが、先に述べましたように、本町での外国人雇用は始まったばかりで、現在、各事業所自らが外国人を雇用するための職場や住生活環境の整備に努められていることから、現在町は事業所が抱える住居などの課題に対する支援を行っているところです。

一方、他業種でも増えている外国人労働者の離職が増えつつあることから、外国人がより長く町内の事業所に勤務できるよう、各事業所と連携した取り組みを行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] 今回は、外国人の介護人材の確保ということにつきまして質問させていただくのですが、この質問は、背景にあるのは、やはりわが国における日本人の人材不足、介護職員の人材の減少というのがどうしてもありまして、それを今、外国人の方々に埋めていただいているという形になっているというのが実態なのかなと思います。

少し古いデータで恐縮ですけれども、2023年、この年で日本人の介護職の従事者というのは212万6,000人ということをお伺いしてまいりまして、前年の2022年と比べると、2.9万人の減少ということで書いてあったものがございました。そうなりますと、先ほども言いましたけれども、少子高齢化なわけですから、どうしてもその穴を埋めるべく、外国人材に頼らざるを得ないという実態があるのかなと感じております。

そこで、先に幾つか確認をさせていただければと思うのですが、先ほどのご答弁に

もございましたけれども、外国人の介護職員を求めている施設があるというのは、これは以前から担当課のほうからもお伺いをしているところなんですけれども、今後もこの流れというのは変わらないというふうにお考えなのか。つまり、需要がずっと継続して、これからも津別ではやはりあるというふうにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） 高橋議員からの質問ですが、各事業所、本当に人材不足に悩んでおります。このまま引き続きあるものと担当課としては思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] そうですよということですけども、現場をやはりずっと見てみると、正直言って、今、外国人の方、先ほど人数も答弁でご紹介いただきましたけれども、じゃあ、その方たちが抜けて津別町の現場をやっていけるのかとなると、特に介護職、厨房にいて見えても思っていたんですけど、やっぱり人の流れというか回転が早いなというのをちょっと思ったりもして、やはり足りないということで、本当に今、そういった意味では困るんだろうなと思っております。

そこでもう一問、確認させていただければと思うんですが、今、私がお話させていただいたとおり、津別の介護の現場において、外国人材は、私はやはり必要不可欠なんじゃないかなと思うんですけども、町の見解はどのような見解をお持ちなのでしょう。やはり必要不可欠な存在だと思われているのか、できれば別の方法ということで考えていらっしゃるのか、見解があればお答えいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 必要かどうか、外国人の働き手というのが、今、補佐が言いましたとおり、これは当たり前のこととして今の時代、必要だと思います。前、お話しもしたかと思いますが、少子高齢化が続く中で、子どもたちに対してのいろんな助成制度だとか、さまざま投資していたとしても、20年はやっぱり大きくなるまでかかるわけです。その間にも、一方でどんどん少子化が進んでいきますので、働き

手がいなくなる状況になってきます。じゃあどこに頼るのかと言ったら、今、日本の社会でいけば外国人とAIと、少し高齢者であっても、まだもう少し頑張ってもらおうと。この三つしかもうないというか、方法論として。その中の大きな存在として外国人があるという認識です。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君） [登壇] 今、町長からご答弁をいただきまして、町としてもこれはもう当たり前なぐらい必要不可欠だということでお話があったかなと思います。

そうしますと、この重要性というのを認識しますと、やはり2番目でもお伺いしたんですけれども、東川町の外国人の介護福祉人材育成支援協議会、こちらのほうと連携をさせていただいて、津別町はいろんな人材の紹介を受けているわけでございます。そんな中でも、先ほど人数の紹介も受けたんですが、私の記憶によると、任期の途中で退職した方もいらっしゃったかなと思うんですが、非常にそういったことでは残念だなというのが正直なところでございます。もし私が知らなくて、そのほかにも任期の途中で退職したという方がいらっしゃるのかどうかと、もしわかれば、その退職理由というのがわかれば教えていただきたいと思います。といいますのは、例えば、退職理由が待遇面なのか、例えばそれ以外の環境面なのか、そういったようなことがあれば、対策というのは立てられるのかなと思いますので、退職した方は1名でいいのかどうかと、わかれば退職理由というのをお聞かせいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） ただいまの質問ですが、本町が奨学金の支援制度を行いまして、これまでに3名の方が卒業し就職しております。そのうち、確かに令和4年度に就職しました1名が、その年、すぐに帰国してしまったということで、1名の退職者ということで間違いありません。これに関する理由につきましては、家族に帰って来いと言われたというふうに事業所のほうから確認はしておりますが、ちょっと正しいところは不明でございます。雇用していて、雇用環境が悪かったというふうな部分ではなく、おそらく考え方、そのお国柄、そういったものも含めた問題かなというふうに感じております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君）〔登壇〕 わかりました。

事前に、ちょっと掴んでいた情報と大体一緒かなということで、やめた理由も家族というか、考え方ということであれば、もうその辺はしょうがないのかなということで、環境のことでやめたわけではないということがある程度わかっているのかなということで、納得はいたしました。

すみません、もう一つ制度上でこれも教えていただければと思うんですが、途中で退職をした場合、奨学金というのはどういうふうになるのでしょうか。といいますのは、毎年、協議会に対して予算を組んで、津別の予算からお金が出ております。それで、これはある程度、これだけの年数を働いてくださいねという前提でお金を出していると思うんですが、それで帰られると、せっかくつけた予算はどうなっちゃうのという話になってしまうと思うんですが、その辺を教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（兼平昌明君） 奨学金の制度に関することということで、回答させていただきます。

こちらにつきましては、奨学金に関して給付要綱を定めております。こちらのほうにつきましては、受給資格として、「介護福祉士資格を取得する見込みがあって、かつ町内の福祉施設で5年間勤務する意思がある者」というふうに定められております。かつ、この給付に関する返還という部分になりますけれども、こちらのほうも一応給付の取り消し、そしてその返還という部分も条項のほうに定められております。こちらのほう、制度の中で条項の中に該当すれば返還していただくという形になっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君）〔登壇〕 5年間ですから、結構長くいただければいいのかなと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいなと思います。

今もお話しさせていただきましたけれども、そのように津別町と縁を結んでいただ

いて、来ていただけるというようなことになった後は、長く続く関係を維持していくことなのではないかなと、私は個人的に思います。しかしながら、これは津別町に限ったことではないんですけれども、都市部に比べると、地方で定着いただけない方が結構多くなっているという現状がございます。一つの例ですけれども、これは北海道ではないんですが、ある施設長のぼやきというか、あれなんですけれども、「外国人と働く体制をつくり、日本語も介護技術も教えた。やっと夜勤を任せられるようになったのに、退職してしまった」というぼやきがあって、この施設では、3年間で外国人の職員を5人受け入れたんですけども、4人が転職してしまっ、よそに移ってしまったと。こうした声が昨今、各地で広がっている。転職しているのは特定技能の人々だ。技能実習は転職が原則不可だが、特定技能では認められている。そのため賃金や労働条件のよい環境があれば、移る外国人が出始めているということで、一部でそういったぼやきも聞こえているわけがございます。先ほどご答弁で、外国人雇用が始まったばかりなので、町は事業所の支援を主にしているということで、そちらのほうをメインに考えているというお答えだったかなと思います。本年3月定例会で山田議員のほうから、多文化共生の推進ということでご質問があったかと思いますが、同じような取り組みというか、背景は全然違うんですけれども、今年、浦河町のほうに私も総務文教の常任委員会でお伺いをさせていただきました。その中で、令和5年度、多文化共生推進事業というのをやっております、その中ではワークショップ、外国人母子の支援について考えるですとか、日本の文化を学ぶとか、あと逆に外国人の文化を学ぶですとか、いろんなコミュニケーションをとって、町で働いている外国人と日本人が上手くいくような橋渡しをしているというような事業で、いろんな取り組みをされております。

質問なんですけれども、こういった多文化共生推進という名前になっておりますけれども、ほかのイベント等で、こういうようなのを開催して積極的にコミュニケーションの場をつくるというようなことを町が主導してやる考えはないのかどうか、教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） やっぱり外国人の方たちというのは、こちらから見て、働い

てもらえればそれでいいという、そういうものではなくて、やっぱり人間としてのつき合いというのがちゃんとできるということが大事だと思いますし、いろんな国から来られると、文化もまた全く違いますよね。そういうところをまず理解もしていかなくちやならないというふうに思います。

この間、いちいの園の忘年会に呼ばれて行ってきたんですけども、その時、施設長が言っていたんですけども、スケジュールにあわせて働いて、そして家というか用意された所に戻っていきますけれども、例えば休みの日が日曜日だったりすると、本国にいたときには教会に行くそうです。日曜礼拝に行って、そして時間を過ごす。そういう所が全くないんです、町の中に。教会があるわけでもありませんし、イスラムのほうのお祈りをする所を用意している所も町にはあるというふうに、企業で、それは聞いていますけれども、そういう個々の人たちの日々の生活というか、職場以外のところのコミュニケーションというのが、地域の方としっかりできるようなことになっていかないと、やっぱりお金が少しでも高いほう、便利な所というところに移って行くというのは、これはごく自然の話かなというふうに思っています。

そこで、前回の全員協議会のごあいさつでもちょっと触れさせていただきましたけれども、東京の長谷川トラストグループさんとちょっとお話をさせていただいているところですけども、今、旧保育所の所、その用途を育成会と、それから塾のほかに、もう一つ地域の方と外国人が触れ合える場所というか、その三つを兼ね備えた建物をつくっていただければということで、今お願いをしているところでありましてけれども、やっぱりそういうのを見る人によれば、あえてそういうものをつくらなくても、例えばさんさん館を利用すればいいんじゃないかとか、いろいろ出てくるかと思えますけれども、そうやって考えて、町がちょっと提起をすると、「いいよ」ということで協力してくれる方たちというのも結構いるんじゃないのかなというふうにも思ったりするものですから、そういうところも、これからちょっとコミュニケーションといいますか、外国人に長くここで働いていただけるための仕組みというか、そういうものは必要だなという認識はもっているところです。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時 9分

再開 午後 3時 20分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

7番、高橋剛君。

○7番（高橋 剛君）〔登壇〕 私が今回この質問をしようと思いましたが、津別がこれからも外国人の介護の人材に選んでいただけるのかどうかというのが、正直言ってちょっと不安かなというのもあったというところもありまして、冒頭でもお話ししましたように、日本人の介護職というのを志す方が減って、そこを埋めている形で、そこでさらに、津別でも毎年あるということは、これ多分、ほかの自治体でもどこでも同じようにもう綱引きが始まっていて、どこも足りないという状況なのかなと。そのような中で、ぜひ津別が選ばれ続ける、そういう町であればいいなということで、そのためには、やはりコミュニケーションだったりとか、町のよさを伝えるだとか、いろんなことのやり方というのはあるんだろうなということで、お手伝いできることということで考えて質問させていただいたんですけれども、町長の今のご答弁をいただきまして、コミュニケーションをとりながらということで、前向きなご答弁をいただけたかなと思いますので非常にありがたいなと私は思っております。

最後にまとめてお話しさせていただければと思います。

これ先ほどからお話をさせていただいているとおり、いろんなやり方というのはあるんですけれど、これは町ではなくて民間でやっていることなんです、山梨県のある協同組合、こういう介護職ですとかそういったようなのが90社ほど集まっている介護の組合なんです、こちらのほうは定着率がほぼ7割ということで、非常にやめていく人が少ないと。それで山梨ですから首都圏が北海道よりは全然近いんですけれども、首都圏等に比べて10%ぐらい給料も安いし、田舎であると。そういったようなことがあっても定着率がこれも別な東北地方の施設長のぼやきが出ていましたけれども、「うちの施設だったら定着率なんか2割、3割だ」というようなぼやきが載っていましたが、山梨県のその組合のところは、大体7割ぐらい定着していただけたらいいなと。じゃあ何をやっているのかというと、徹底した情報開示、それとできるだけいい環

境、そういったようなのを提供して、「ぜひとも、うちで働いていただけるんだったら、これだけのことをやります」ということでやっている。働く前に、もう「うちはこの田舎ですよ」ということを徹底して情報を開示して見せるということもやっているというようなお話で、そういったようなことを、これは民間ですけれどもやってらっしゃるところがあると。津別でも、ぜひ先ほども言いましたけれども、これからも選ばれる津別町であれば、津別の高齢者福祉の人材に関して非常に大きな力に私はなっただけのではないかなと思いますので、町もお力添えよろしくお願ひしたいなと思います。

最後に町長、何かありましたら一言いただいて終わらせていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 外国人の方たちというのは、やっぱり津別がこの先ずっと町としてあり続けるためには必要な構成員だというふうに認識しているところです。

そういった中で、議員も見ておわかりのとおり、高齢化がこう進んできたりしていきますと、役場職員の仕事の量というのが、それに合わさってどんどん増えていきます。あれも、これもという形で。これもなくなったら、それは町で何とかできないのかというようなことで、今までなかったようなことまで、「本当はそういうことを考える団体がありますよね」と言いたいところはあるんですけれども、そういうものがどんどんくるという状況になっています。

そういう中で、できることならもちろんやるんですけれども、外国人の方たちに対応することについても、地域として何かできることはないんだろうかなということで、町民の方たちの何か集まりというか、ボランティアといいますか、そういう方たちを包み込むような、そういう行政から言われたからやっているんだということではなくて、自発的なものというのも生まれてくると大変ありがたいなというふうに思っているところですので、そういったところにも、「あの人ならやるかもしれないな」というようなことを、少し高橋議員からも攻め立てていただければ、大変ありがたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会いたします。

明日は、午前10時再開といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時26分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員